

## はじめに

わが国は、いまや世界有数の長寿国となっておりますが、一方では、生活習慣病の増加、それに起因する介護を必要とする方の増加が社会問題となっており、いつまでも自立した生活を送るために、健康寿命をのばす取り組みが求められております。

西尾市では、平成 15 年 3 月に「健康にしお 21」を策定し、乳幼児期からの健康づくりを始め壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を目的に取り組みを推進してまいりました。

この計画の期間中には、国において医療制度改革の実施や、食育基本法の施行など健康を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。

さらに、平成 23 年 4 月に西尾市・幡豆郡三町が合併し「自然と文化と人々がとけあい心豊かに暮らせるまち」を新市基本計画の将来像とした新西尾市としてのまちづくりがスタートしました。

こうした中、平成 24 年に国が新たな健康づくり対策である「健康日本 21（第二次）」を示したことを受け、西尾市においても、これまでの計画の成果や課題、評価などを踏まえ、「生涯、笑顔でいきいきピンちゃんらせるまち 西尾」を基本理念に「健康にしお 21 計画(第 2 次)」を策定いたしました。本計画では、生活習慣病の予防とライフステージに応じた取り組みを基本的な視点としております。

今後、市民の皆様一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいただくことと併せて、地域・家庭・学校・職域・関係団体・行政等の連携により、地域社会全体で健康づくりを推進して参ります。本計画の趣旨をご理解いただき計画の実現に向け、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員会、作業部会委員及び関係機関・団体の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月



西尾市長  
榊原康正



## 市民の健康を願う

「生涯健康であり続けたい。」その思いは誰しもが願うものですが、叶えることは容易ではありません。

今後、急速に進む少子高齢化により、疾患は更に増加する事が予想されます。それに伴い医療も変遷し、治す・救う医療に癒す・支える・抱えて生きる概念が加わって来ます。健康の概念も年齢や生活環境により幅が広がっています。単に病気が無いから健康であるという考えは、これからの社会では次第に通用しなくなると思われます。そして健康を維持増進するためには、今以上に地域の重要性が増す時代が来



ると予想されます。市民の皆様の健康を守るのは、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師などの専門職だけでなく家族や友人、地域の住民の助けも必要になります。

特に高齢者の健康を維持するには、自助（自らの健康管理）・互助（住民組織活動）・共助（社会保険制度）・公助（税金による負担）を有機的に組み合わせて医療や介護を行なわなくてはなりません。急速に変化する社会の中で健康を維持するには、生活習慣や社会環境を時代に合うように改善していかななくてはなりません。

健康にしお 21 計画（第 2 次）は、今後 10 年の西尾市民の皆様の健康の指標となるものです。内容も広範囲でかつ多岐にわたります。国の作成した健康日本 21（第二次）と愛知県の作成した健康あいち 21 新計画との整合性を図りつつ西尾市の地域特性を生かして作られた計画書です。この計画書が有効に活用され、地域の皆様の健康と生活の水準がより一層良くなることを期待します。

平成 26 年 3 月

健康にしお 21 計画策定委員会会長

浅井 清 和



## 健康にしお 21 計画（第 2 次）に寄せて

健康にしお 21 計画（第 2 次）が、策定委員会委員及び各部会委員の度重なる熱心な検討を経て完成に至りました。この第 2 次計画は、国の健康日本 21（第二次）、健康日本 21 あいち新計画を受けて、新しい時代の西尾市の健康づくりを進めていくための計画となっています。



この計画では、各分野別に西尾市の現状と課題を詳細に分析し、健康づくりの基本理念の実現に向けた施策が述べられています。市民の健康のためには全ての取り組みが重要ではありますが、それらの中でも西尾市において特に重要となる、子どもの歯の健康、健診受診者の増加、糖尿病の重症化の予防の 3 つが重点施策として明確化されている点はとても意義があります。

また、西尾市は、合計特殊出生率が国や県よりも高いことが記載されており、子どもを産み育てやすい町であると考えられます。また、自殺対策のためのゲートキーパー研修の受講者は年々着実に増加しており、平成 24 年の自殺率は国よりもかなり低い値となっています。市民や関係のみなさんのこれまでの努力のたまものだと思います。

国の健康日本 21（第二次）では、地域のつながりの強化がうたわれています。そこで、健康にしお 21 計画（第 2 次）でも、「近所で声をかけ合い、地域で子育て家庭を見守ること」や、「健康づくりボランティアやスポーツ推進員は、地域住民が運動に親しむための取り組みを進めること」などについて書かれています。健康長寿は、日々の生活の中から花開くものです。健康診査や健康教育などの行政による保健事業だけではなく、市民一人一人と、さまざまな地域や職場の組織、そして行政の種々の部局のそれぞれの取り組みと、それらの間のきずなが重要になります。

この健康にしお 21 計画（第 2 次）は、市民のみなさんのより一層の健康のための道しるべとなることでしょう。

平成 26 年 3 月

健康にしお 21 策定委員会助言者  
尾 島 俊 之



# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画の趣旨と背景.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	3
4 国・県の動き.....	4
第2章 西尾市の現状と課題.....	5
1 統計データでみる本市の現状.....	6
(1) 人口等の状況.....	6
(2) 出生と死亡の状況.....	8
(3) 医療費等の状況.....	11
(4) 要介護認定者の状況.....	11
2 第1次計画の最終評価.....	13
第3章 基本理念と施策体系.....	15
1 基本理念.....	16
2 重点施策.....	17
(1) 子どもの頃から歯の健康を守る.....	17
(2) 健診受診者の増加.....	17
(3) 糖尿病の重症化の予防.....	18
3 施策の体系.....	19
第4章 施策の展開.....	21
1 生活習慣病予防.....	22
2 食生活.....	29
3 身体活動.....	33
4 歯・口の健康.....	37
5 こころ・休養.....	43
6 たばこ.....	47
7 健やか親子.....	51

第5章 ライフステージ別の健康づくり.....	59
第6章 計画の推進体制.....	63
1 市民自らが進める健康づくり.....	64
2 健康を支える環境と仕組みづくり.....	64
3 計画の進捗管理.....	65
資料編.....	67
1 策定の経緯.....	68
2 策定委員会設置要綱.....	70
3 委員名簿.....	72
(1) 策定委員会 委員名簿.....	72
(2) 作業部会 委員名簿.....	72
4 用語解説.....	75

# 第 1 章

計画策定にあたって

## 1 計画の趣旨と背景

本文中に※印がついている用語は、巻末に用語解説を掲載しています。

我が国の平均寿命は、生活環境の改善、医学の進歩等によって著しく延伸しました。しかし、認知症※や寝たきり等介護を必要とする人等の増加により、医療・介護の社会的負担は深刻な問題となっています。また、食生活の欧米化や運動不足といった生活習慣の変化により、「がん」「心疾患※」「脳血管疾患※」「糖尿病※」「精神疾患」等の病気にかかる人が増加しています。

このような背景を受けて、国では21世紀の超高齢社会※を見すえて、平成11年度に「健康日本21※」を策定し、平成14年8月には健康増進法※を制定しました。平成19年4月には「健康日本21」の中間評価報告を行い、健康づくりに関する各種指標の達成状況が確認されました。さらに、平成20年度からは特定健康診査※・特定保健指導※が実施され、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）※の認知度の向上及び該当者と予備群の減少が健康づくりの目標に導入されました。平成23年度に行われた「健康日本21」最終評価では、設定した指標の約6割で目標が達成されました。新たに明らかになった課題に基づき、平成24年6月に、「二十一世紀における第2次国民健康づくり運動：健康日本21（第二次）※」が策定されました。「健康日本21（第二次）」では、「①健康寿命※の延伸と健康格差※の縮小」「②生活習慣病※の発症予防と重症化予防の徹底」「③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」「④健康を支え、守るための社会環境の整備」「⑤栄養・食生活、身体活動※・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」の5つの基本的な方向が示されました。

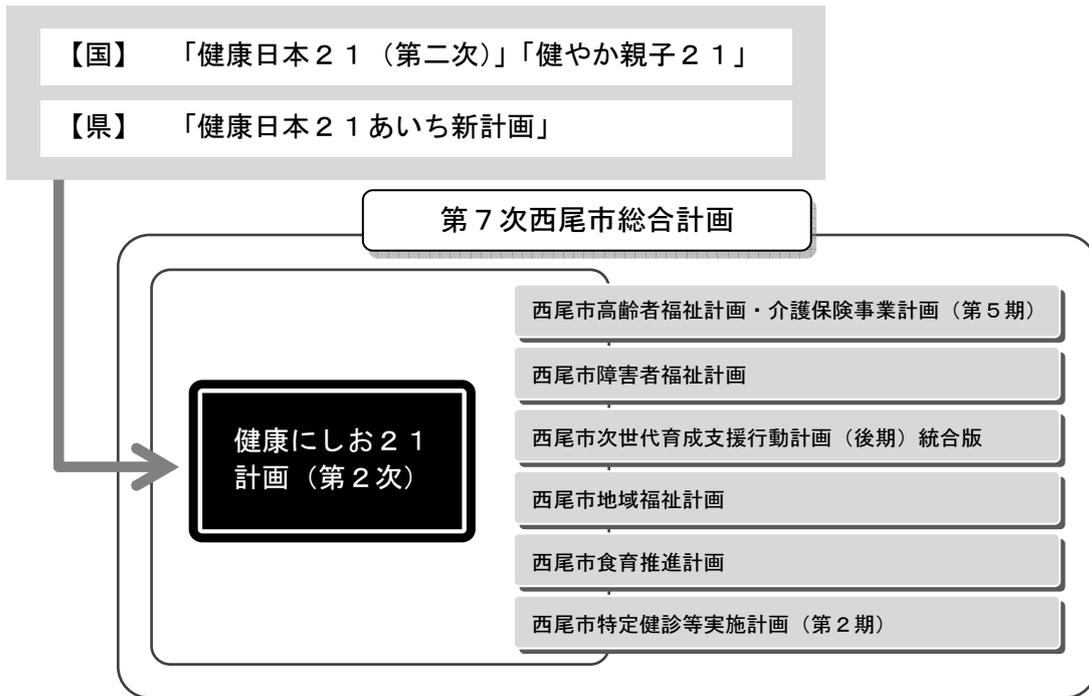
本市においては、平成14年度に「健康にしお21計画」を策定し、「生涯 笑顔でいきいきピンシャンくらせるまち 西尾」の実現を図るため、「健やか親子21※」を含め、市民・健康づくりに関する団体・行政の施策を推進してきました。

平成23年4月に西尾市・一色町・吉良町・幡豆町が合併しました。計画の最終評価が間近であったため、旧3町の計画は統合せずに、平成24年度に旧3町の状況をふまえた最終評価を行いました。

「健康にしお21計画（第2次）」（以下「本計画」という。）では、「健康日本21（第二次）」「健康日本21 あいち新計画」の基本方針を踏まえつつ、前計画の基本理念を踏襲して「生涯 笑顔でいきいきピンシャンくらせるまち 西尾」を目指します。また、本市においても少子高齢化が進み、死因の多くを生活習慣病が占めています。今後は、健康を取り巻く環境の変化や、国・県の動向を踏まえ、本計画に基づき、生活習慣病の予防に重点をおいた健康づくりを進めていきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法\*第8条第2項に基づく市町村健康増進計画です。本計画の上位計画である「第7次西尾市総合計画」をはじめ、関連する市の各種計画との整合を図るとともに、国の「健康日本21（第二次）\*」「健やか親子21\*」や、愛知県の「健康日本21あいち新計画」とも整合を図りました。



## 3 計画期間

計画期間は、平成26年度から平成35年度の10年間として、5年を目途にその間の取り組み状況等の成果について中間評価を行います。また、社会情勢等の変化を踏まえ、必要な場合は見直しを行います。

															(年度)	
H15…	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
<b>健康にしお21計画</b>					計画策定	<b>健康にしお21計画(第2次)</b>										
																中間評価
健康いっしき21 元気な幡豆										中間評価						最終評価
健康きら21 力強い幡豆																

## 4 国・県の動き

国では、健康増進の総合的な推進を図るための基本的事項として、平成 25 年度から平成 34 年度までの「二十一世紀における第2次国民健康づくり運動：健康日本 21（第二次）※」が策定されました。

新計画では、「健康寿命※の延伸と健康格差※の縮小」に向けた施策の展開、目標の設定がされており、NCD（非感染性疾患）※のひとつであるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）※についても、「がん」「循環器疾患※」「糖尿病※」とともに、生活習慣病※予防の項目の一つとして設定されました。また、働く世代のメンタルヘルス※対策に主眼を置いた「こころの健康」、妊婦や子どもをターゲットにした「次世代の健康」、高齢期の日常生活の自立に向けた「高齢者の健康」についても、重点的に取り上げられています。

愛知県においては、平成 24 年度に「健康日本 21 あいち計画」の最終評価結果が取りまとめられ、平成 25 年度より、新たな計画として「健康日本 21 あいち新計画」が策定されました。

### ■「健康日本 21 あいち計画」最終評価及び「健康日本 21 あいち新計画」の概要

#### 健康日本 21 あいち計画

##### 【目指すべき方向】

- 生涯を通じた健康づくりの推進
- みんなで支える健康づくりの推進
- 生活習慣の見直し
- “すべての県民に健康を” を目指して健やかで活力のある長寿社会の実現を目指す

##### 【課題】

- 休養・こころの健康づくりで改善されていない
- 事業優先度の明確化が必要
- 関係団体との連携が不十分
- 県民への周知が不十分

#### 健康日本 21 あいち新計画

##### 【健康長寿あいちの実現（健康寿命の延伸・健康格差の縮小）】

→ “健康寿命の延伸” と “健康格差の縮小” を図り、長生きしてよかったと思える力のある社会の実現を図る

##### 【基本方針】

- 子どもの頃から高齢期に至るまで、すべての世代、すべての県民の生涯を通じた健康づくりの取り組みを推進する。
- 病気の発症を予防し、合併症の予防・症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進する。
- 生活習慣を改善し、健康の保持増進に努め、生活習慣病を始めとする疾患の危険因子の低減に取り組む。
- 「ソーシャルキャピタル※」の醸成による地域力の向上や社会環境の整備を図り、地域や人とのつながりを深め、社会全体として健康を支え、守る仕組みをつくる。

## 第 2 章

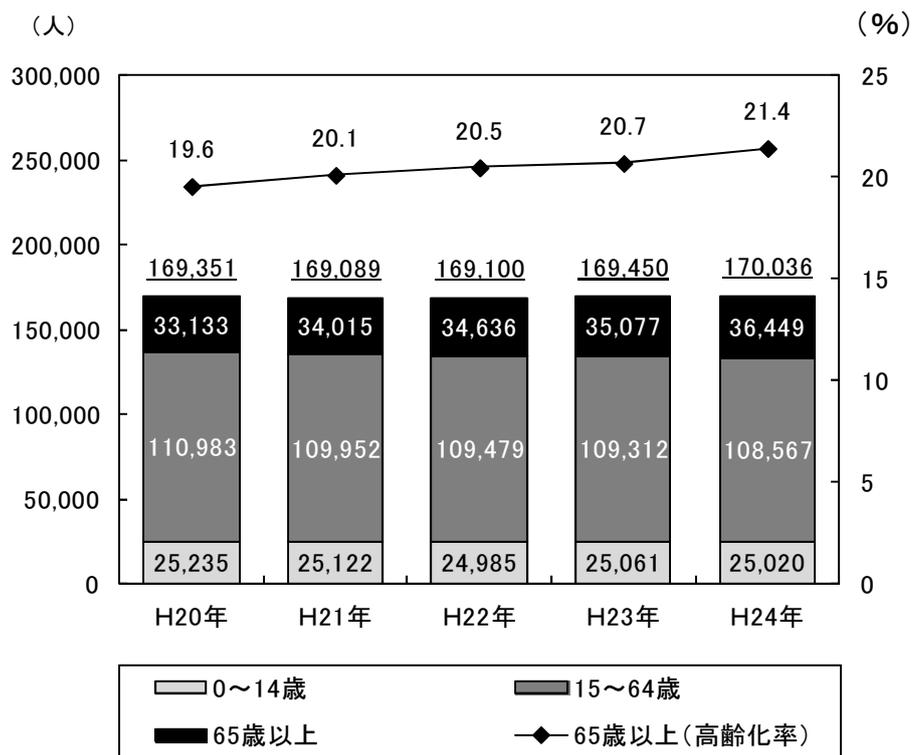
### 西尾市の現状と課題

# 1 統計データでみる本市の現状

## (1) 人口等の状況

人口が横ばいの中、高齢化率は年々高くなっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



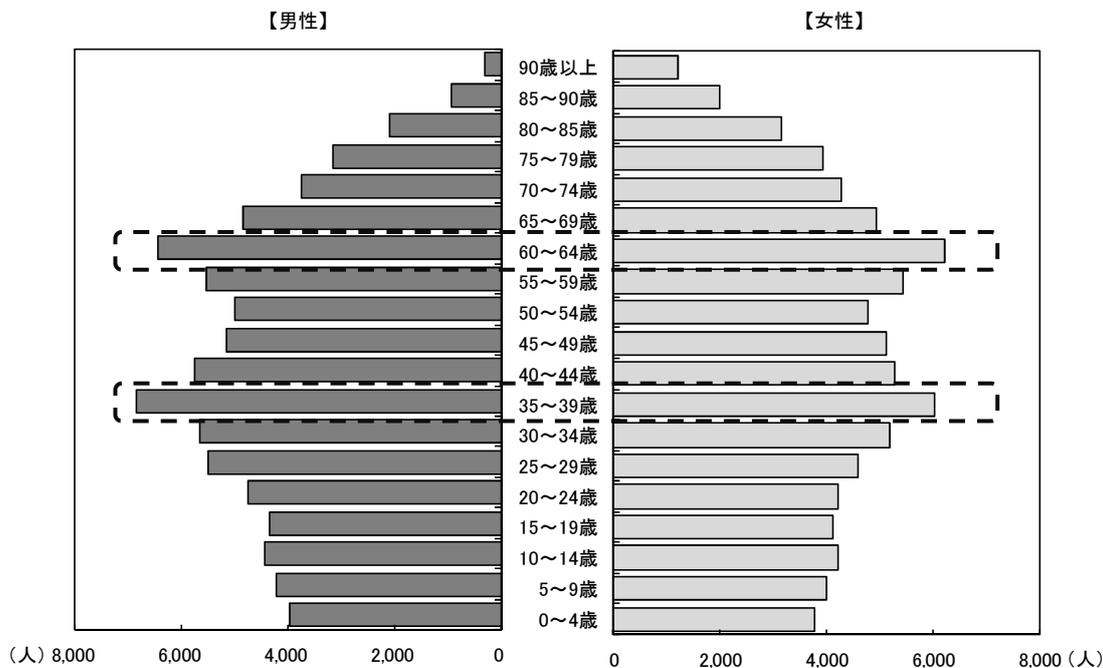
資料：住民基本台帳（外国人登録者含む。各年4月1日）

平成 32 年には、70 歳代前半、40 歳代後半の方が最も多くなる見込みです。

■人口ピラミッド

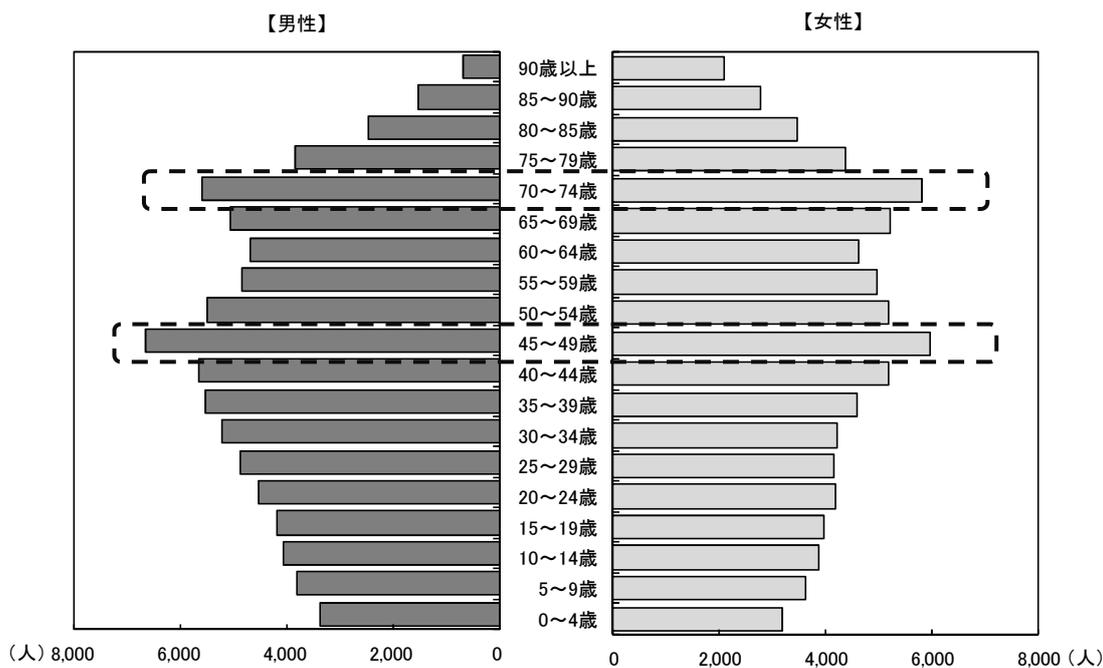
【平成 22 年実績値】

総人口：165,298 人、高齢化率：20.9%（うち 75 歳以上 10.1%）



【平成 32 年推計値】

総人口：163,491 人、高齢化率：26.2%（うち 75 歳以上 13.0%）

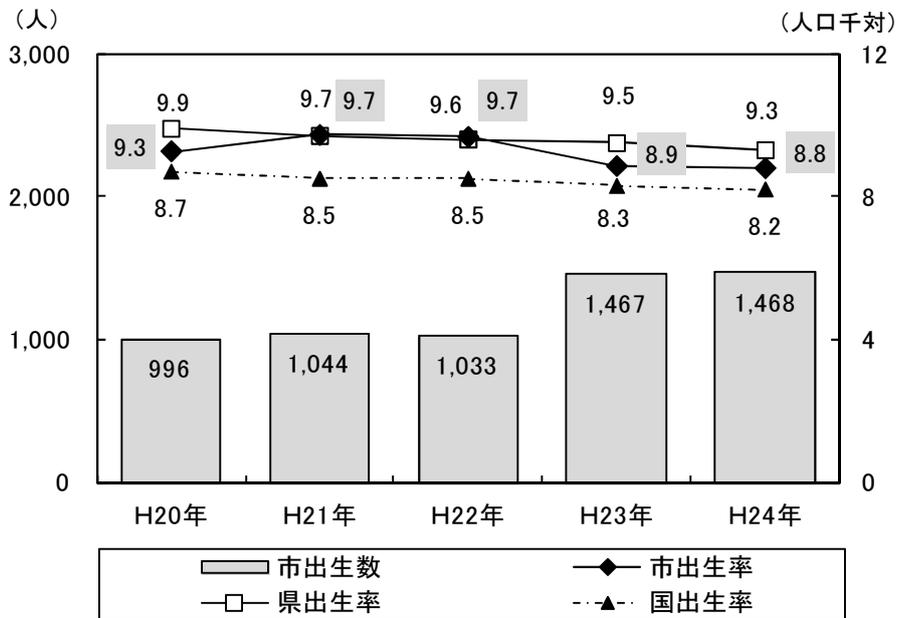


資料：国勢調査（10月1日）、国立社会保障・人口問題研究所（10月1日）

## (2) 出生と死亡の状況

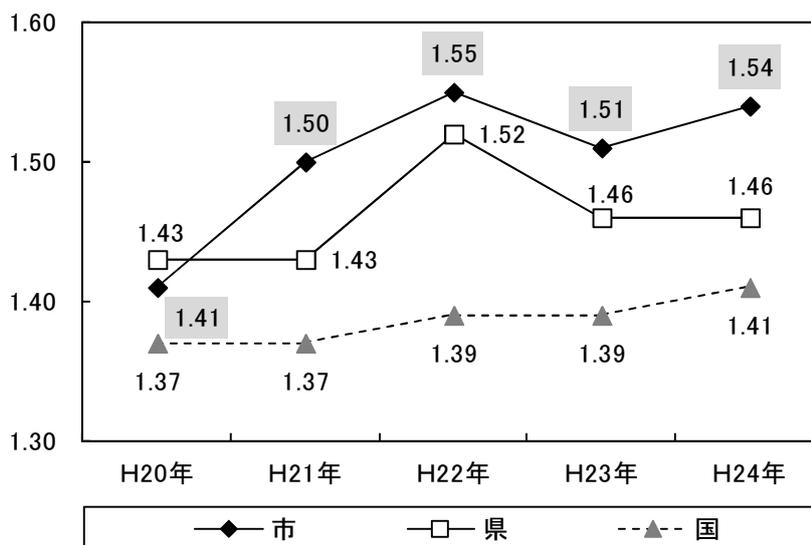
平成 23 年の合併以降、出生率は横ばい、合計特殊出生率※は増加しています。

### ■ 出生数・出生率の推移



◇H20～22 年は旧西尾市  
資料：愛知県衛生年報（H20～23 年）、愛知県人口動態統計（H24 年）

### ■ 合計特殊出生率の推移



◇H20～22 年は旧西尾市  
資料：西尾保健所

全死因の死亡者数(人口10万対)は国よりも低いものの、県より高くなっています。

■主要死因別死亡者数の推移

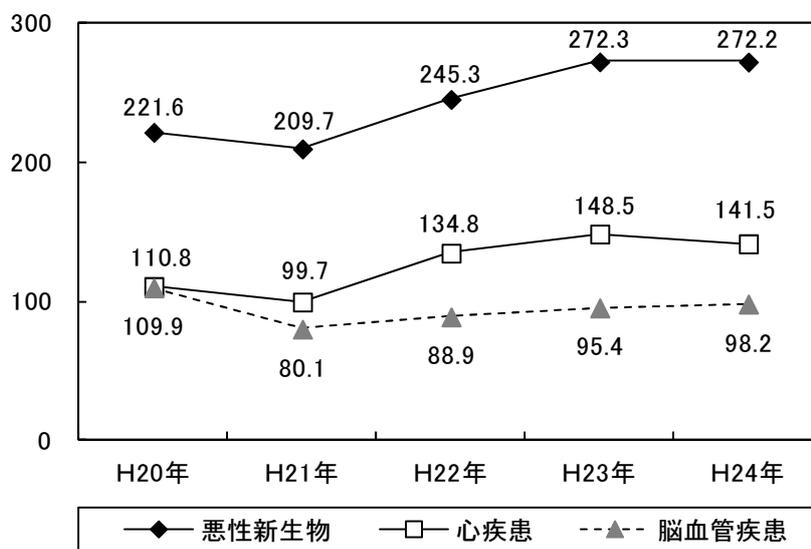
(上段：死亡者数、下段：人口10万あたりの死亡者数)

	H20年 (旧西尾市)	H21年 (旧西尾市)	H22年 (旧西尾市)	H23年	H24年	県 (H23年)	国 (H23年)
全死因	814人 757.9	791人 737.1	876人 820.0	1,591人 960.5	1,559人 938.8	59,720人 822.4	1,253,066人 993.1
悪性新生物	238人 221.6	225人 209.7	262人 245.3	451人 272.3	452人 272.2	17,596人 242.3	357,305人 283.2
心疾患	119人 110.8	107人 99.7	144人 134.8	246人 148.5	235人 141.5	8,454人 116.4	194,926人 154.5
肺炎	102人 95.0	81人 75.5	80人 74.9	185人 111.7	192人 115.6	5,444人 75.0	124,749人 98.9
脳血管疾患	118人 109.9	86人 80.1	95人 88.9	158人 95.4	163人 98.2	5,723人 78.8	123,867人 98.2
老衰	15人 14.0	36人 33.5	46人 43.1	89人 53.7	103人 62.0	2,847人 39.2	52,242人 41.4
不慮の事故	29人 27.0	28人 26.1	25人 23.4	64人 38.6	56人 33.7	2,038人 28.1	59,416人 47.1
自殺	18人 16.8	18人 16.8	29人 27.1	44人 26.6	25人 15.1	1,481人 20.4	28,896人 22.9
腎不全	16人 14.9	11人 10.3	17人 15.9	30人 18.1	24人 14.5	1,155人 15.9	24,526人 19.4
糖尿病	8人 7.4	11人 10.3	13人 12.2	11人 6.6	20人 12.0	575人 7.9	14,664人 11.6
肝疾患	5人 4.7	12人 11.2	10人 9.4	17人 10.3	19人 11.4	760人 10.5	16,390人 13.0
COPD	12人	10人	4人	15人	16人	704人	16,639人
高血圧性疾患	2人 1.9	9人 8.4	1人 0.9	4人 2.4	8人 4.8	242人 3.3	7,023人 5.6
結核	3人 2.8	1人 0.9	4人 3.7	2人 1.2	3人 1.8	159人 2.2	2,166人 1.7
その他	117人	146人	142人	260人	243人	12,542人	230,257人

資料：愛知県衛生年報（H20～23年）、健康課事業概要（H24年）

■3大疾病の死亡率の推移

(人口10万対)



◇H20～22年は旧西尾市

資料：愛知県衛生年報（H20～23年）、健康課事業概要（H24年）

死因別の疾病では、悪性新生物\*が最も多くなっています。

■年齢別・死因別死亡者数（H20～24の5年分）

（単位：人）

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明	総数
悪性新生物	12	14	50	161	425	691	834	—	2,187
心疾患	8	8	16	50	99	219	723	—	1,123
肺炎	1	1	3	6	27	153	661	—	852
脳血管疾患	1	4	18	38	83	176	483	—	803
老衰	0	0	0	0	1	14	360	—	375
不慮の事故	10	3	9	13	23	42	73	—	173
自殺	18	25	25	23	24	29	15	—	159
腎不全	0	0	0	4	10	27	100	—	141
糖尿病	0	1	0	3	10	21	41	—	76
肝疾患	0	1	2	13	17	26	22	—	81
COPD	0	0	0	0	2	23	59	—	84
高血圧性疾患	0	0	0	1	1	0	37	—	39
結核	0	0	0	0	1	8	10	—	19
その他	36	15	28	49	142	322	769	2	1,363
合計	86	72	151	361	865	1,751	4,187	2	7,475

資料：人口動態調査（H20～24年）

■年齢別の上位項目（H20～24の5年分）

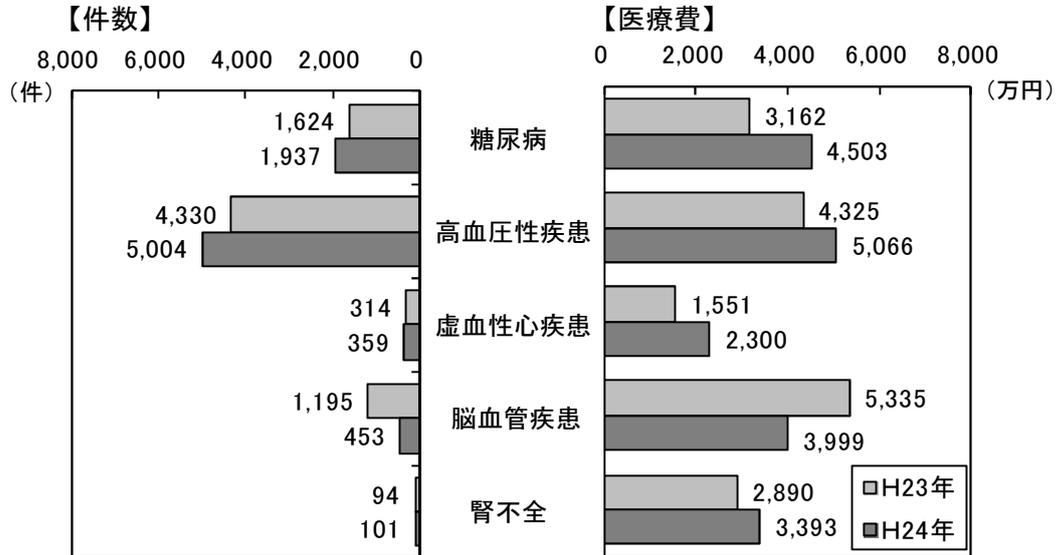
	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	総数
第1位	自殺	自殺	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
	20.9%	34.7%	33.1%	44.6%	49.1%	39.5%	19.9%	29.3%
第2位	悪性新生物	悪性新生物	自殺	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患
	14.0%	19.4%	16.6%	13.9%	11.4%	12.5%	17.3%	15.0%
第3位	不慮の事故	心疾患	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患	肺炎	肺炎
	11.6%	11.1%	11.9%	10.5%	9.6%	10.1%	15.8%	11.4%
第4位	心疾患	脳血管疾患	心疾患	自殺	肺炎	肺炎	脳血管疾患	脳血管疾患
	9.3%	5.6%	10.6%	3.6%	3.1%	8.7%	11.5%	10.7%
第5位	肺炎、脳血管疾患	不慮の事故	不慮の事故	不慮の事故 肝疾患	自殺	不慮の事故	老衰	老衰
	1.2%	4.2%	6.0%	3.6%	2.8%	2.4%	8.6%	5.0%

◇その他を除く 資料：人口動態調査（H20～24年）

### (3) 医療費等の状況

腎不全\*は、件数に対して医療費が高くなっています。

#### ■国民健康保険医療費等の状況

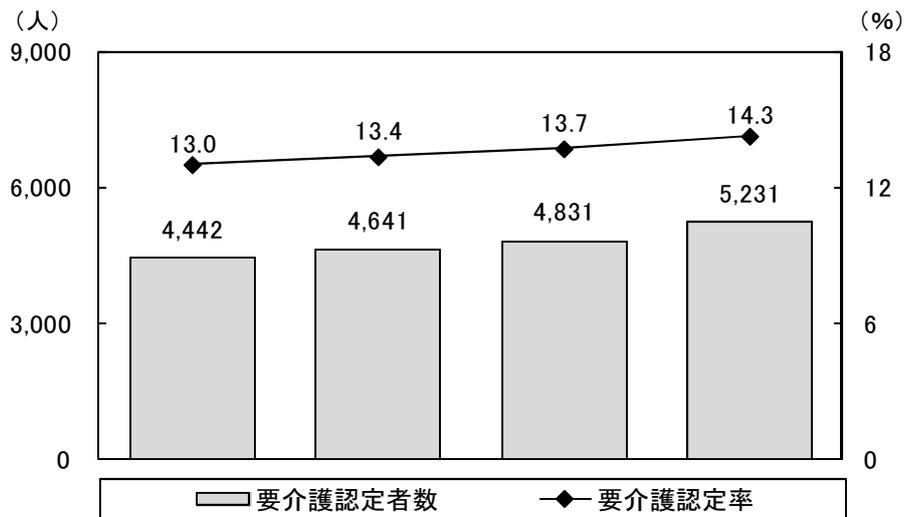


資料：愛知県国民健康保険団体連合会（各年5月診療分）

### (4) 要介護認定者の状況

要介護認定者\*数が増加しており、要介護認定率も高くなっています。

#### ■要介護認定者数の推移

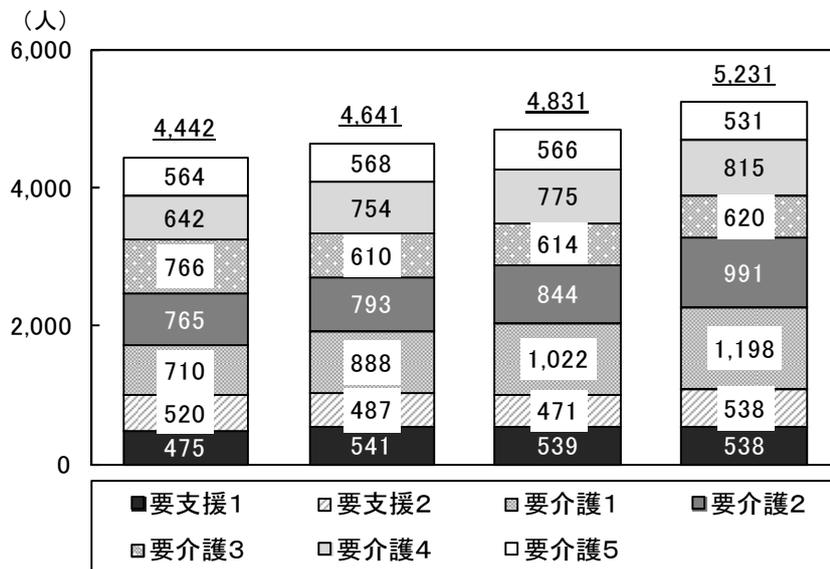


	H21	H22	H23	H24
一般高齢者数(人)	34,064	34,657	35,158	36,578
要介護認定者数(人)	4,442	4,641	4,831	5,231
認定率(%)	13.0	13.4	13.7	14.3

◇H21、22年は旧3町を合算 資料：介護保険事業状況報告（各年10月分）

要介護認定者数、介護給付費<sup>\*</sup>ともに増加しています。

■要介護度別認定者数（内訳）の推移

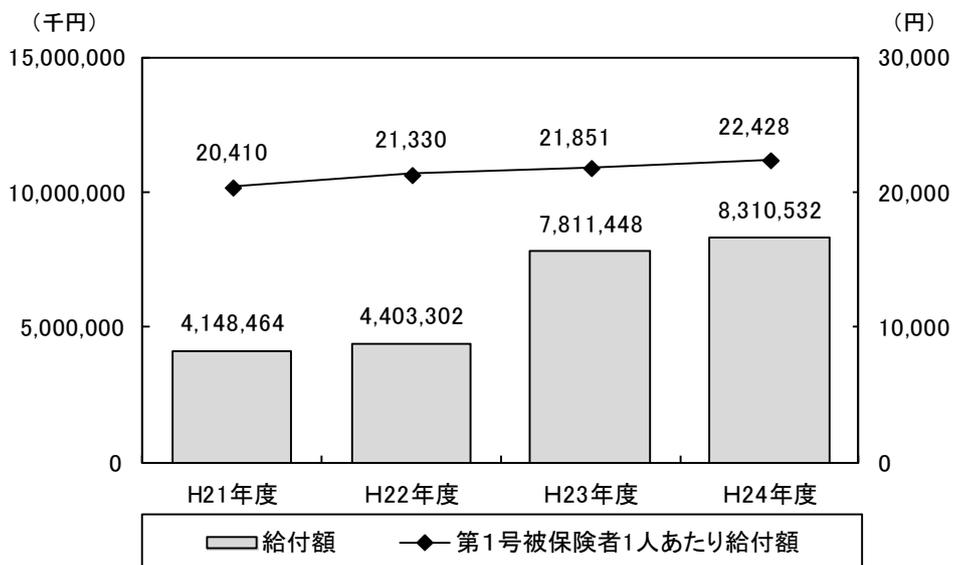


(単位：人)

	H21	H22	H23	H24
要支援1	475	541	539	538
要支援2	520	487	471	538
要介護1	710	888	1,022	1,198
要介護2	765	793	844	991
要介護3	766	610	614	620
要介護4	642	754	775	815
要介護5	564	568	566	531
合計	4,442	4,641	4,831	5,231

◇H21、22年は旧3町を合算 資料：介護保険事業状況報告（各年10月分）

■介護給付費の推移



◇H21、22年度は旧西尾市 資料：介護保険給付実績

## 2 第1次計画の最終評価

平成15年度から平成24年度を計画期間として推進してきた「健康にしお21計画」の最終評価では、これまでの取り組み状況をまとめ、指標の定めのない「6. 地域とのつながり」を除く、6領域の58指標を評価しました。

計画当初（ならびに一部中間評価）の指標うち、目標を達成した項目、未達成の項目、不明の項目（統計データが確認できない等）に分けて整理し、結果を踏まえた第2次計画に向けた今後の方向性を示しています。「1. 栄養」「5. 歯」等多くの領域で達成しているものの、「3. 生活習慣病<sup>\*</sup>」では未達成の指標も多く、第2次計画における重要な取り組み課題となっています。

### ■領域別指標の最終評価（結果）

領域	指標	最終評価結果		
		達成	未達成	不明
1. 栄養	7項目 15指標	10	1	4
2. 運動	2項目 3指標	3	—	—
3. 生活習慣病	9項目 14指標	6	8	—
4. たばこ	3項目 3指標	2	1	—
5. 歯	5項目 15指標	11	1	3
6. 地域とのつながり	(指標なし)	—	—	—
7. 健やか親子	8項目 8指標	5	3	—

### 【今後の方向性】

#### 1. 栄養

朝食の欠食をなくすことについては、「食育推進計画<sup>\*</sup>」に基づき、関係機関と引き続き取り組んでいきます。成人男性の肥満該当者の割合が増加したことから、生活習慣病<sup>\*</sup>予防のための栄養・食生活に関する正しい知識の普及、啓発を重点的に進めていく必要があります。また、予防のためには幼少期から教育していくことが必要です。各ライフステージにおける現状を把握し、対策を検討していきます。さらに、市民自らが健康管理をできるようにするための環境づくりも重要です。

#### 2. 運動

運動のできる施設・団体等が増加し、市民が運動するための環境は整いつつあります。しかし、実際に運動に取り組む人は半数以下と少ない現状です。特に、若い世代（50歳代以下）はそれ以外の年代と比較し、運動習慣のない人が多いことが課題といえます。そこで、職場への働きかけや情報発信を検討します。また、広く市民に、健康のために体を動かすことができるよう、日常生活における身体活動<sup>\*</sup>を促すことを周知していきます。

### 3. 生活習慣病

健診の受診率は低く、受診率の向上を図るための取り組みが必要です。そのためには、市民一人ひとりが予防の方法と重要性を正しく理解し、適切な行動をとることができるよう支援が必要となります。

糖尿病<sup>\*</sup>対策については、関係機関と連携し、要受診者に対して受診勧奨を行ってきましたが、今後も糖尿病の重症化を防ぐための対策が必要です。

### 4. たばこ

妊婦の喫煙率が県を上回っているため、妊婦の喫煙者に対して、今後も禁煙をすすめ、その後再喫煙しないように働きかける必要があります。また、喫煙者を増やさないためには、初めの1本を吸わないことが大切になるため、子どもへの喫煙予防教育が必要です。

### 5. 歯

幼児のむし歯については、「むし歯発生緊急事態宣言<sup>\*</sup>」が発令され、乳幼児健診での指導を充実してきました。学齢期のむし歯については、取り組みの1つとして、フッ化物洗口<sup>\*</sup>の普及を進めてきましたが、さらなる取り組みが必要です。現在も県と比べて、むし歯のない子どもの割合は低い状況です。子どものむし歯対策について、関係機関と連携して取り組みを検討していきます。

歯の喪失を予防するために、歯周病<sup>\*</sup>予防の取り組みが必要です。成人歯科については、健診の受診者が少ないことから、今後、歯科健診受診のシステムを検討し、歯科健診の受診を契機に、かかりつけ歯科医を持つことを勧めていきます。

### 6. 地域とのつながり

高齢者交流広場や老人憩の家等で宅老所等が開催され、高齢者が気軽に集える場所が増加しました。また、六万石くるりんバス<sup>\*</sup>やデマンドタクシー<sup>\*</sup>等の交通手段も確保され、市民が移動しやすい環境は整いつつあります。今後、地域とのつながりについては、各部会の中で地域住民と協働して健康づくり活動を行うことで取り組んでいきます。

### 7. 健やか親子

安心して健やかな育児ができるよう、子育て支援の環境は整いつつあります。今後も育児支援の必要な家庭の早期発見、早期対応のため、関係機関との連携を強化し、定期的な情報共有をしていきます。また、思春期の子どもたちに対し、教育・医療・保健機関で連携した取り組みを進めます。

# 第 3 章

## 基本理念と施策体系

## 1 基本理念

本市では、平成15年度～平成24年度を計画期間とする「健康にしお21計画」において、「生涯笑顔でいきいきピンちゃんらせるまち西尾」を基本理念に掲げ、様々な健康づくりに関する取り組みを推進してきました。今後も高齢化が進み、より一層健康づくりの取り組みの重要性が増すと考えられます。健康寿命\*の延伸と生活の質の向上に向けて、第2次計画となる本計画においてもこの基本理念を踏襲し、健康づくりの取り組みを進めていきます。また、地域における人のつながりを大切にし、社会で健康づくりを支えていけるよう、社会環境の整備を進めていきます。

### ■基本理念

**生涯 笑顔でいきいき  
ピンちゃんらせるまち 西尾**

### ■基本的な視点

#### 1. 生活習慣病の予防に向けた視点

生活習慣の改善により病気の発生を予防する一次予防\*に重点を置いた対策を充実するとともに、健康診査等による早期発見・早期治療の二次予防\*、合併症の発症や重症化予防に重点を置いた対策を推進します。

#### 2. ライフステージに応じた取り組みの視点

乳幼児期や壮年期、高齢期等、市民のライフステージに応じた健康づくりを推進し、社会生活を営むために必要な機能の維持向上を図ります。

## 2 重点施策

### (1) 子どもの頃から歯の健康を守る

歯や口腔の健康は、生涯を通じて豊かで自分らしい人生を送るために欠かせないものです。歯の喪失による健康への影響は大きく、その要因となるむし歯と歯周病\*の予防が重要です。

子どもの頃から歯みがきの習慣をつけることは、生涯にわたって健康を保持するための重要な要素となります。

本市では、1歳6か月児から中学生に至るむし歯のある子どもの割合が改善してきているものの、県との比較では高い状況です。また、14歳児（中学3年生）の歯肉炎のある人の割合も県より高くなっており、子どもへの歯科保健対策に力を入れていく必要があります。

#### 方向性

保護者への啓発により、幼児期からのむし歯の予防対策に取り組みます。家庭での食事や間食等の食習慣や、歯みがき習慣を正しく身につけることが重要です。また、園・学校等における歯みがき指導等を進めることで、子どもの歯の健康づくりに取り組みます。

### (2) 健診受診者の増加

本市においても、全国と同様に死因に占める生活習慣病\*の割合が高くなっています。生活習慣病等をはじめとする疾病の予防や、心身の健康づくりに向けては、定期的な健診の受診が重要になりますが、本市の国民健康保険特定健康診査\*の受診率は低調な状況となっています。また、がん検診についてみると、近年の受診率はいずれの検診においてもほぼ横ばいで推移しており、国の目標値である50%には達していません。

#### 方向性

健診を受診することは、自身の健康状態を確認し生活習慣を振り返ることや、必要な治療を受けることにつながる、生涯を通じた健康づくりのために重要なものとなります。世代や性別等に応じた受診勧奨対策を講じることで、健診の受診者数を増加させるための取り組みを進めます。

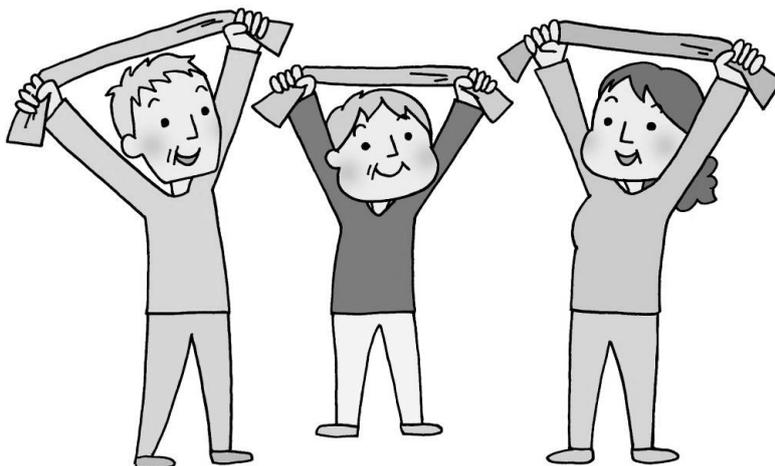
### (3) 糖尿病の重症化の予防

糖尿病<sup>\*</sup>は、近年患者数が増加している疾病です。本市においても50歳代の健診受診者の半数以上が糖尿病予備群<sup>\*</sup>となっており、県と比較しても10%ほど高くなっています。糖尿病は、重症化すると網膜症・腎症・神経障害等の重大な合併症を引き起こすとともに、治療にかかる費用が高額であることから、医療費の高騰にも影響を及ぼします。糖尿病になる要因としては遺伝的な要素によるものもありますが、食生活や運動習慣等の生活習慣の乱れに起因するものが大部分を占めているため、生活習慣の改善を進めていくことが重要です。

また、本市の国民健康保険特定健康診査<sup>\*</sup>の結果によると、糖尿病予備群に該当する割合が高くなっており、さらに受診勧奨値に該当する人にも未治療の人が多くいます。

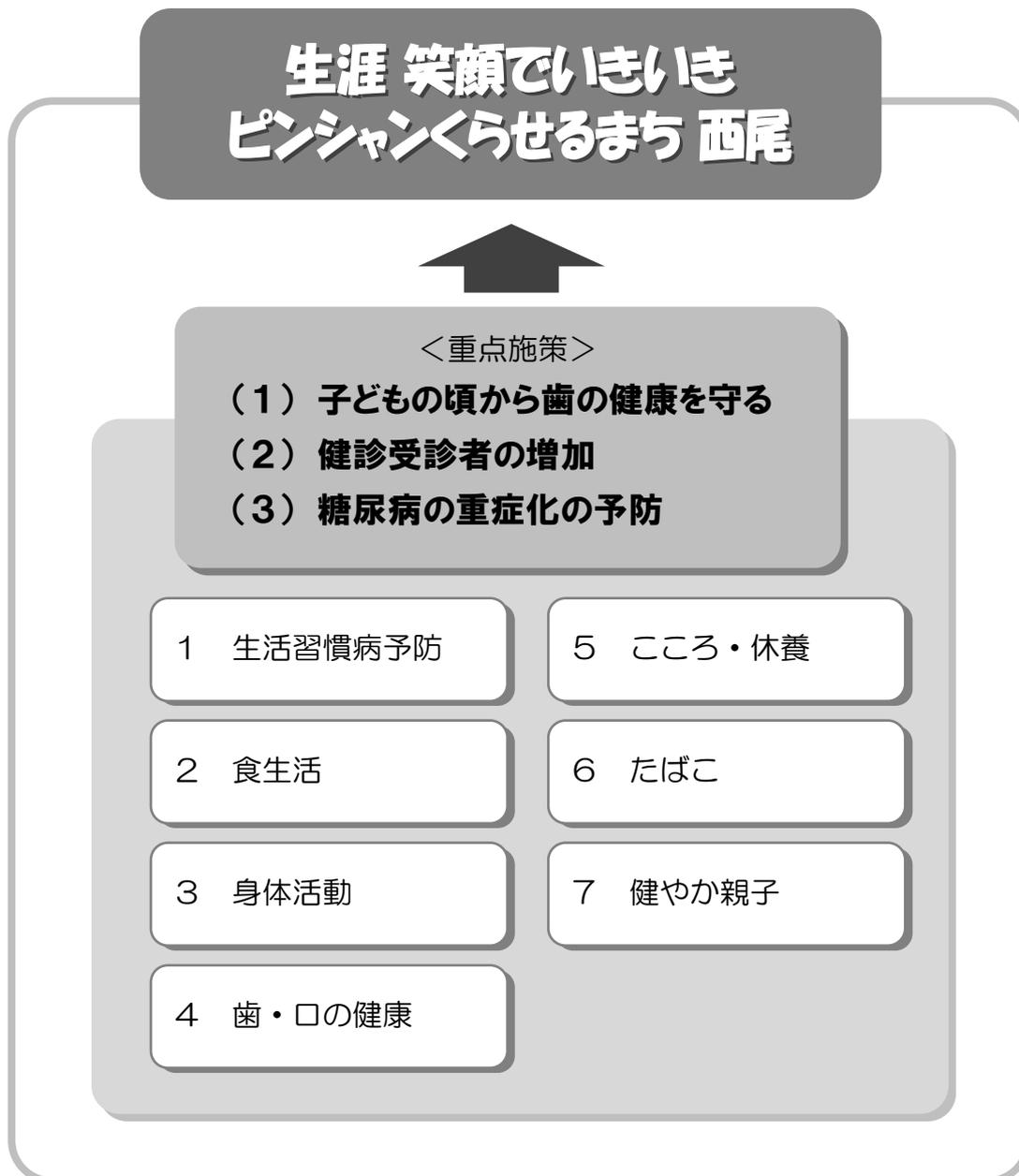
#### 方向性

糖尿病の予防・早期発見とあわせて、重症化予防のための受診勧奨等により、合併症の発症予防に向けた対策を強化していきます。



### 3 施策の体系

本計画は、3つの重点施策と7つの領域別に施策の取り組みを進めます。





## 第 4 章

### 施策の展開

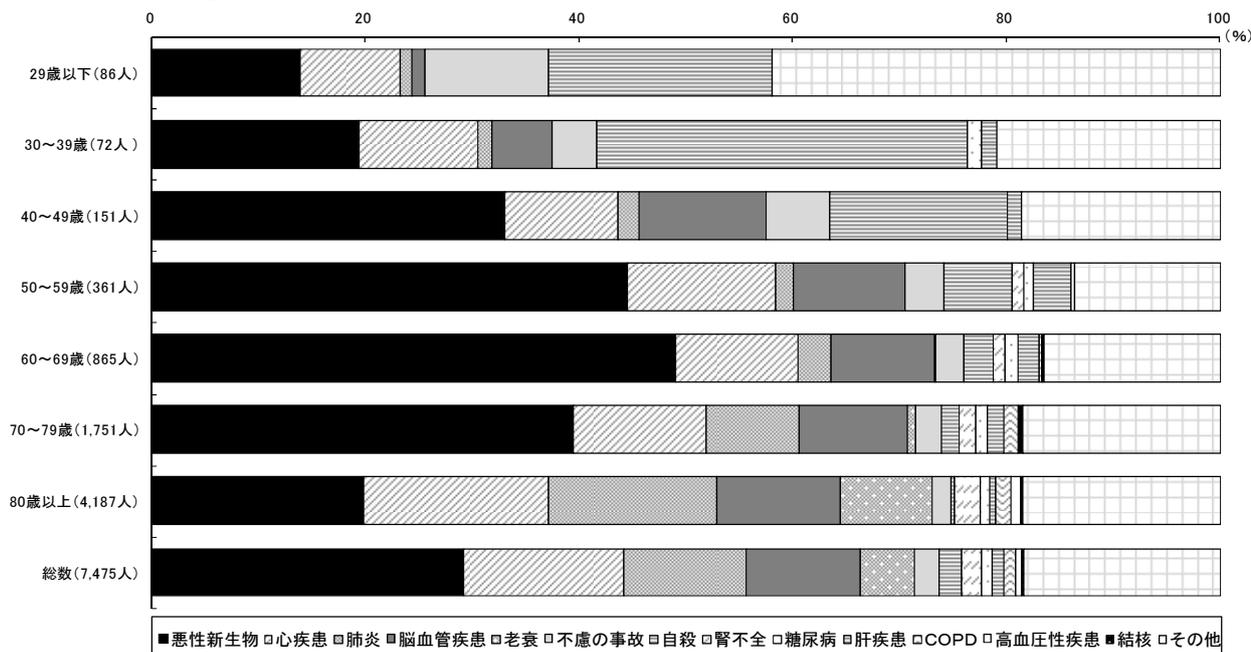
## 1 生活習慣病予防

### 現状と課題

- 全死因に占める割合は、悪性新生物が29.3%と最も多く、悪性新生物を除く生活習慣関連疾患は、28.3%を占めています。
- 要介護状態となる要因は、血管病変をきたす生活習慣関連疾患が32.3%と多くなっています。
- がん検診受診率は平成23年度で15～25%と国の目標値である50%には達していません。また、精密検査受診率は、平成23年度で53～91%であり、未受診者が多くなっています。
- 平成24年度の国民健康保険特定健康診査<sup>\*</sup>の受診率は38.4%となっており、健康診査の結果をもとに実施する特定保健指導<sup>\*</sup>の終了率は21.5%となっています。
- 血糖コントロール指標となるHbA1c<sup>\*</sup>（JDS）が保健指導値の人は全体で58.4%と、糖尿病予備群<sup>\*</sup>が多くなっています。また、糖尿病ガイドライン受診勧奨値以上の人で未治療の人は32.8%あり、治療が必要であっても医療機関を受診しない人が多くなっています。
- 透析患者は平成24年で351人となっており、人口1万人対比でみると西三河の平均19.4を上回り21.2となっています。また、透析開始患者のうち糖尿病を原因とする人の割合は、平成24年で31.0%となっています。



■ 死因別・年齢別の死亡者数の割合（H20～24年の5年分）



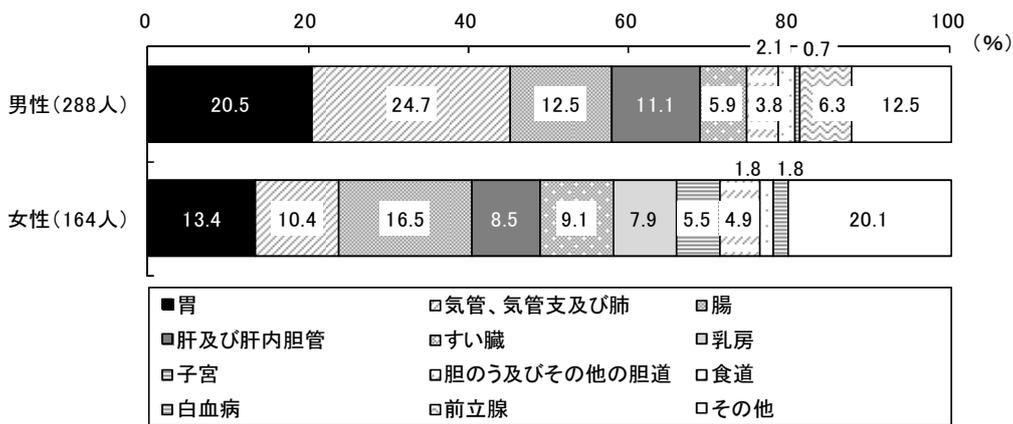
※数値は以下の表を参照

(単位：%)

	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	自殺
29歳以下(86人)	14.0	9.3	1.2	1.2	0.0	11.6	20.9
30～39歳(72人)	19.4	11.1	1.4	5.6	0.0	4.2	34.7
40～49歳(151人)	33.1	10.6	2.0	11.9	0.0	6.0	16.6
50～59歳(361人)	44.6	13.9	1.7	10.5	0.0	3.6	6.4
60～69歳(865人)	49.1	11.4	3.1	9.6	0.1	2.7	2.8
70～79歳(1,751人)	39.5	12.5	8.7	10.1	0.8	2.4	1.7
80歳以上(4,187人)	19.9	17.3	15.8	11.5	8.6	1.7	0.4
総数(7,475人)	29.3	15.0	11.4	10.7	5.0	2.3	2.1

	腎不全	糖尿病	肝疾患	COPD	高血圧性疾患	結核	その他
29歳以下(86人)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	41.9
30～39歳(72人)	0.0	1.4	1.4	0.0	0.0	0.0	20.8
40～49歳(151人)	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	18.5
50～59歳(361人)	1.1	0.8	3.6	0.0	0.3	0.0	13.6
60～69歳(865人)	1.2	1.2	2.0	0.2	0.1	0.1	16.4
70～79歳(1,751人)	1.5	1.2	1.5	1.3	0.0	0.5	18.4
80歳以上(4,187人)	2.4	1.0	0.5	1.4	0.9	0.2	18.4
総数(7,475人)	1.9	1.0	1.1	1.1	0.5	0.3	18.2

■悪性新生物 部位別死亡者数の割合

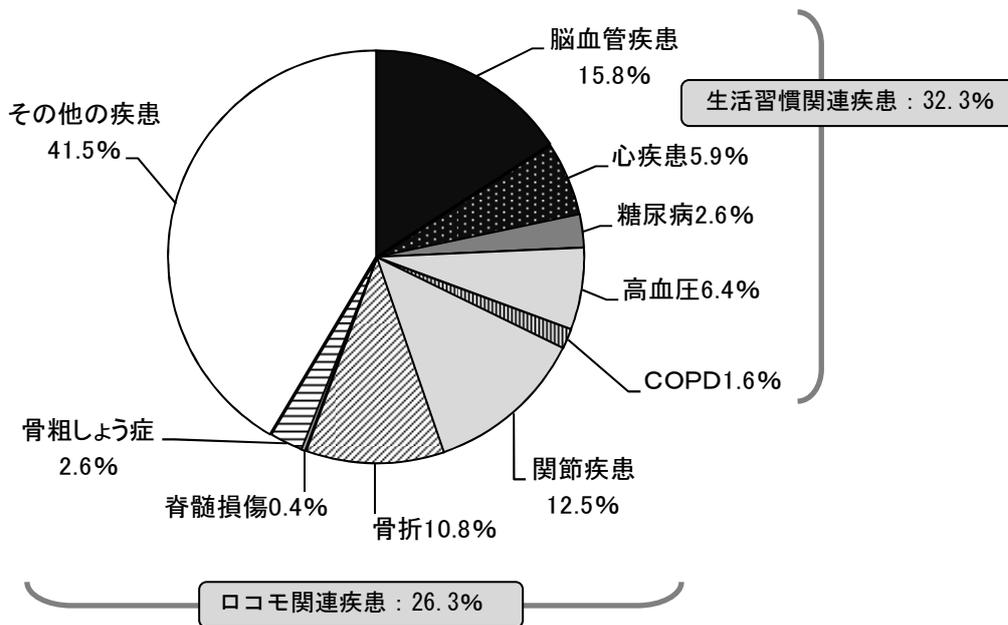


(単位：%)

	胃	気管、気管支及び肺	腸	肝及び肝内胆管	すい臓	乳房	子宮	胆のう及びその他の胆道	食道	白血病	前立腺	その他
男性(288人)	20.5	24.7	12.5	11.1	5.9	0.0	0.0	3.8	2.1	0.7	6.3	12.5
女性(164人)	13.4	10.4	16.5	8.5	9.1	7.9	5.5	4.9	1.8	1.8	0.0	20.1

資料：健康課事業概要（H24年）

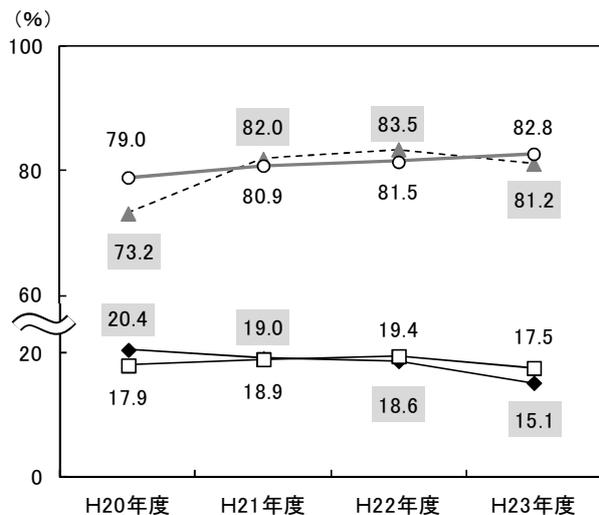
■要介護認定の申請原因の状況



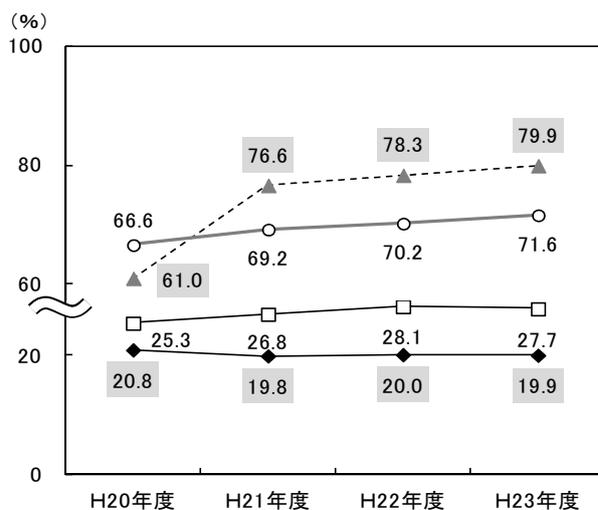
資料：介護保険認定情報（H24年4月～9月）

■各種がん検診の推計受診率\*及び受診率の推移

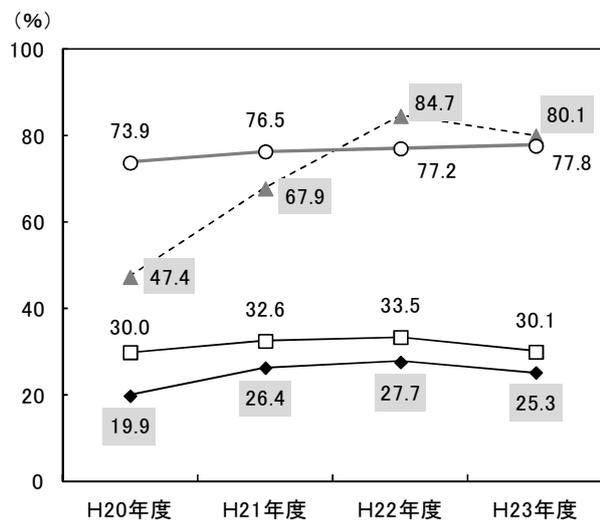
＜胃がん＞



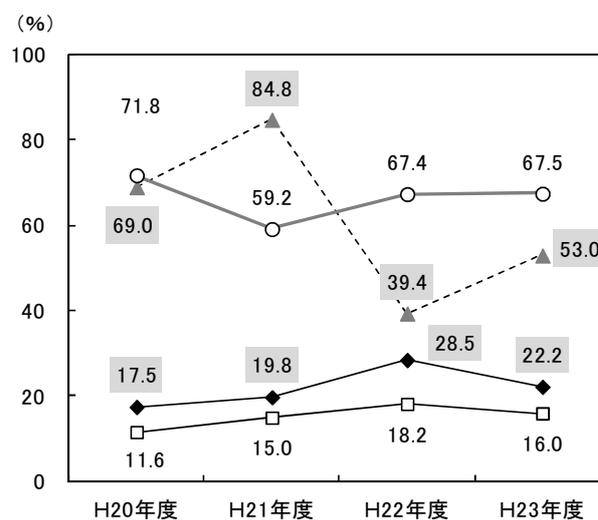
＜大腸がん＞



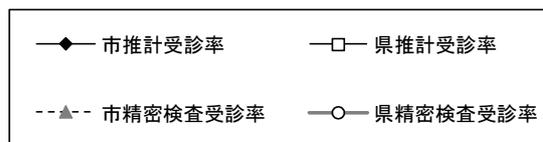
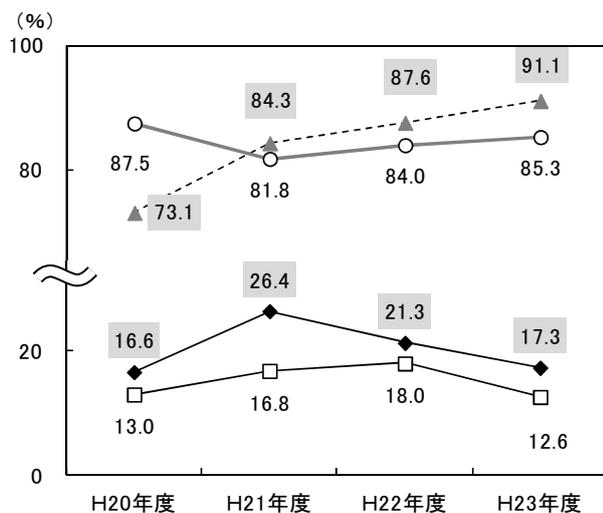
＜肺がん＞



＜子宮がん＞



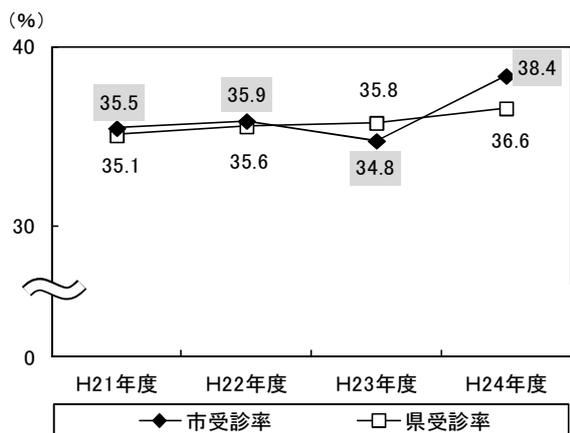
＜乳がん＞



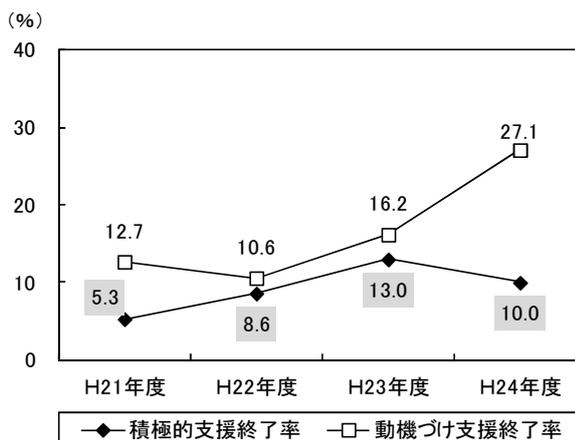
◇H20～22年度は旧西尾市  
資料：各がん検診の結果報告、健康課事業概要（H23年度）

第4章 施策の展開

■特定健診受診率の状況



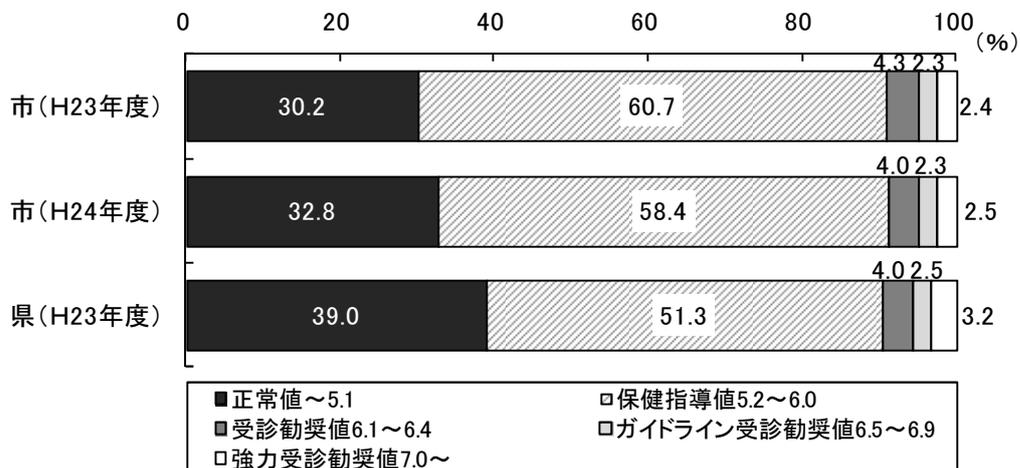
■特定保健指導終了率の状況



◇H21、22年度は旧西尾市

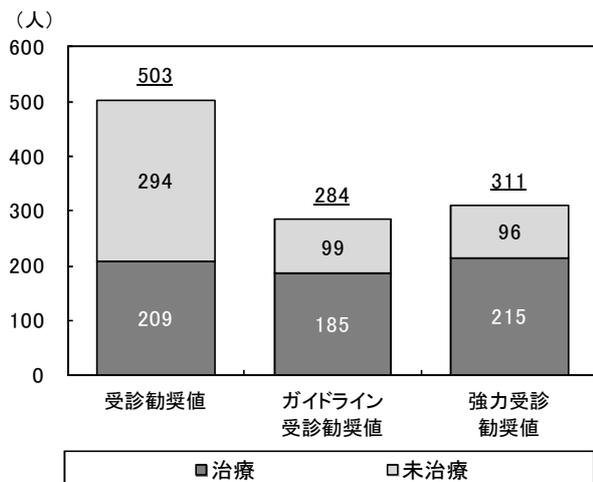
資料：特定健診・特定保健指導結果報告（愛知県国民健康保険連合会）

■糖尿病の状況（HbA1c値：JDS）



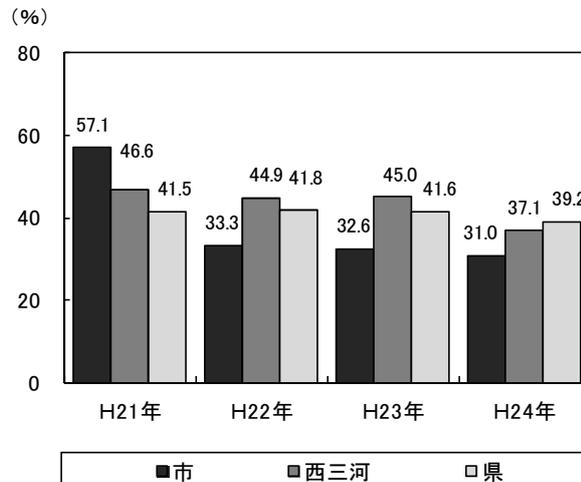
資料：市国保特定健診

■HbA1c値（JDS）と治療状況（国保特定健診）



資料：市国保特定健診（H24年度）

■透析開始患者のうち糖尿病を原因とする人の状況



資料：愛知腎臓財団（H24年末現在）

## 今後の方向性

- 生活習慣病\*を予防します。
- 健康診査、がん検診等を受診します。
- 糖尿病\*を予防します。

### ■健康指標

指標項目	対象	現状値 (H24 年度)	最終年 目標値 (H35 年度)	出典	
要介護状態となる要因に占める生活習慣関連疾患の割合	要介護認定者	32.3%	減少	介護保険認定情報 (H24 年4～9月)	
がん検診受診率	胃がん	40 歳以上	*15.1%	22.0%	各がん検診の結果報告 (H23 年度)  市町村ごとの受診率を同一基準で比較するための推計受診率を用いる
	大腸がん	40 歳以上	*19.9%	28.0%	
	肺がん	40 歳以上	*25.3%	30.0%	
	子宮がん	女性 20 歳以上	*22.2%	29.0%	
	乳がん	女性 40 歳以上	*17.3%	22.0%	
がん精密検査受診率	胃がん	20 歳以上の 該当者	*81.2%	増加	健康課事業概要 (H23 年度)
	大腸がん	20 歳以上の 該当者	*79.9%		
	肺がん	20 歳以上の 該当者	*80.1%		
	子宮がん	女性 20 歳 以上の該当者	*53.0%		
	乳がん	女性 20 歳 以上の該当者	*91.1%		
国保特定健診*受診率	国保被保険者	38.4%	60.0% (H29 年度)	「特定健診・特定保健指導結果報告」愛知県国民健康保険連合会 (H23 年度) 西尾市特定健診等実施計画 (第2期) と整合性を図り目標値を設定したことから、平成 29 年度を目標年度とする。	
特定健診保健指導*終了率	国保特定保健指導対象者	21.5%	60.0% (H29 年度)		
HbA1c*値が保健指導値以上の人の割合	国保特定健診受診者	67.2%	60.0%	市国保特定健診	
高血糖者のうち未治療者の割合	国保特定健診受診者	32.8%	21.0%	市国保特定健診 (HbA1c 糖尿病ガイドライン受診勧奨値以上の割合)	

表内「\*」は、現状値がH24 年度ではないものを指す。

## 取り組み

### ◆市民の取り組み◆

- 定期健診を受けて、生活習慣の改善を心がけます。
- 健診後に治療等が必要な場合には、速やかに治療を受けるよう心がけます。

### ◆地域・職場等の取り組み◆

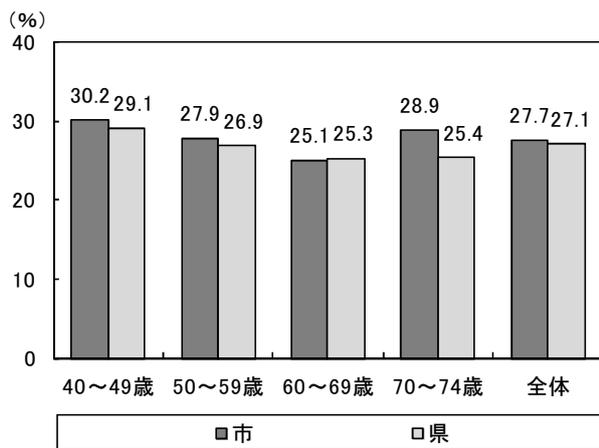
- 医師会は、市の健康づくり推進事業に積極的に協力するとともに、地域住民に対する講演会等の知識の普及や、健診を受けやすい環境づくりを進めます。
- 薬剤師会は、かかりつけ薬局を通じて、パンフレットの配布等により、生活習慣病\*予防についての知識の普及啓発に努めます。
- 商工会議所等は、関係機関と連携の上、各種健診についての情報提供を行います。

### ◆行政の取り組み◆

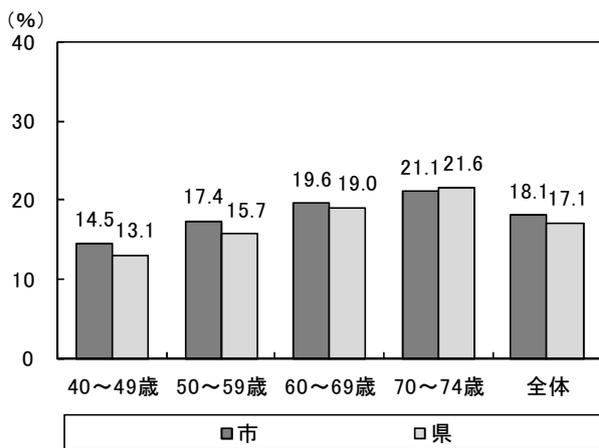
取り組み内容	担当課・関係機関
国民健康保険特定健康診査*の受診率の向上に努めます。	保険年金課 健康課
健康診査の周知に努めるとともに、健康診査が受けやすい体制を整備します。	保険年金課 健康課
受診率が低い地区へ重点的に受診を働きかけます。	保険年金課 健康課
職域と連携して健康診査受診率の向上に努めます。	保険年金課 健康課
生活習慣病予防についての知識の普及啓発に努めます。	保険年金課 健康課
生活習慣が改善できるよう支援します。	保険年金課 健康課
医療機関受診の必要な人が受診できるよう勧めます。	保険年金課 健康課
糖尿病*予防に向けて、正しい知識の普及に努めるとともに、重症化の予防に向けた各種取り組みを推進します。	保険年金課 健康課



■肥満（BMI 25以上）該当者の状況（男性）

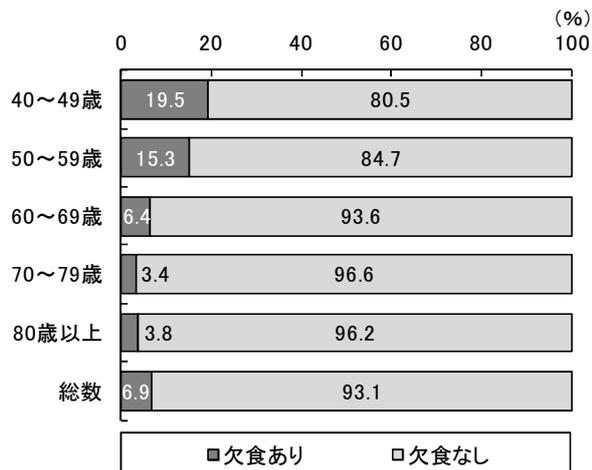


■肥満（BMI 25以上）該当者の状況（女性）

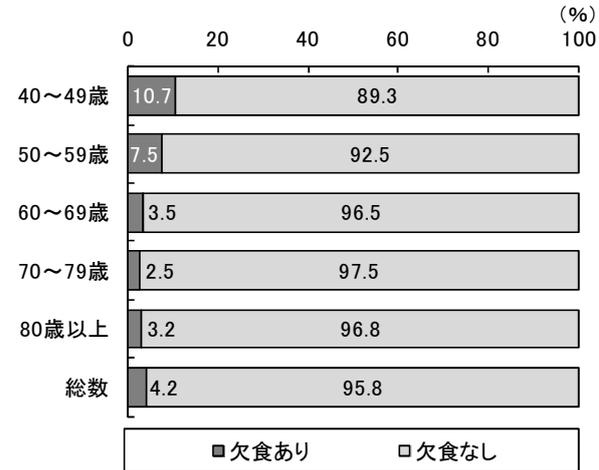


資料：「特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価」愛知県（H22年度）

■朝食欠食の状況（男性）

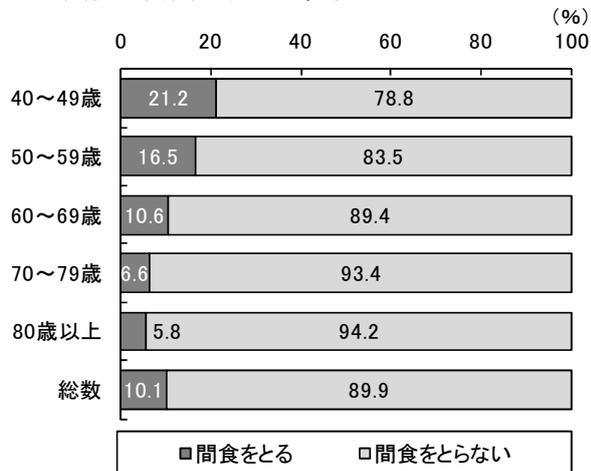


■朝食欠食の状況（女性）

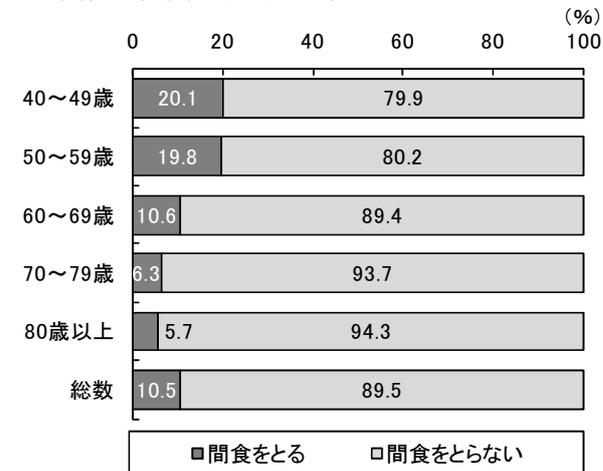


資料：国保特定健診、人間ドック、後期高齢者健診問診票（H24年度）

■夕食後の間食の状況（男性）



■夕食後の間食の状況（女性）



資料：国保特定健診、人間ドック、後期高齢者健診問診票（H24年度）

## 今後の方向性

- 肥満にならないようにします。
- 規則正しい食習慣を身につけます。

### 健康指標

指標項目	対象	現状値 (H24 年度)	最終年 目標値 (H35 年度)	出典
肥満 (BMI*25 以上) 該当者の割合	男性 40 歳代	*30.2%	27.0%	特定健診・特定保健指導情報 データを活用した分析・評価 (H22 年度)
	男性 50 歳代	*27.9%	24.0%	
	女性 40 歳代	*14.5%	11.0%	
	女性 50 歳代	*17.4%	14.0%	
朝食を抜くことが週3回以上ある人の割合	男性 40~50 歳代	17.2%	13.0%	市国保特定健診、人間ドック、後期高齢者健診問診票
	女性 40~50 歳代	8.9%	6.0%	
夕食後に間食 (3食以外の夜食) をとることが週3回以上ある人の割合	男性 40~50 歳代	18.6%	14.0%	市国保特定健診、人間ドック、後期高齢者健診問診票
	女性 40~50 歳代	19.9%	15.0%	
食育推進協力店*の登録件数	市内事業者	*89 件	100 件	西尾保健所 (H23 年度)

表内「\*」は、現状値がH24年度ではないものを指す。

## 取り組み

### ◆市民の取り組み◆

- 適正体重を知り、定期的な体重測定と適切な食事量を心がけます。
- バランスの良い食事を心がけます。
- 朝食を毎日食べます。

◆地域・職場等の取り組み◆

○健康づくりボランティア\*や子育てサークル協議会等の団体は、地域での料理教室等を開催し、楽しく食の大切さを広げていきます。

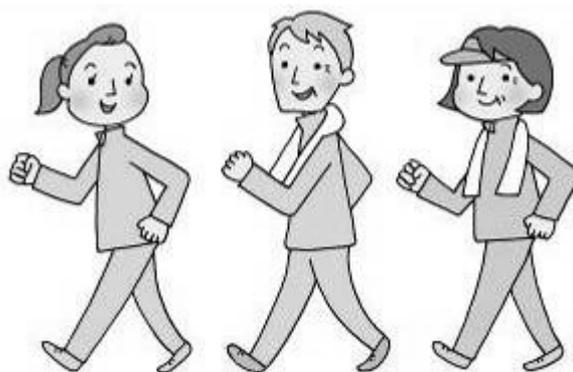
◆行政の取り組み◆

取り組み内容	担当課・関係機関
適正体重についての知識の普及啓発に努めます。	健康課
健康のチェック週間を設けて、朝食等の生活習慣をチェックします。	学校教育課
食をテーマにした学校保健委員会*を実施します。	学校教育課
養護教諭による保健指導や栄養教諭、学校栄養職員による給食指導や食育*指導を行います。	学校教育課
食に関する通信を発行し、児童・生徒への正しい知識の普及啓発に努めます。	学校教育課 子ども課
食育プログラム*の普及に努めます。	農林水産課 学校教育課
地産地消を進め、食育への関心を高めます。	農林水産課
元気な高齢者を対象とする介護予防教室の中で、食に関する正しい知識・情報の普及啓発に努めます。	長寿課
園児を対象にした栄養教室を実施します。	子ども課
事業所に対する栄養指導を実施します。(特定給食施設*指導)	西尾保健所
食育推進協力店*の拡大に努めます。	西尾保健所
健康と食に関する正しい知識・情報の提供を実施します。	西尾保健所 健康課

### 3 身体活動

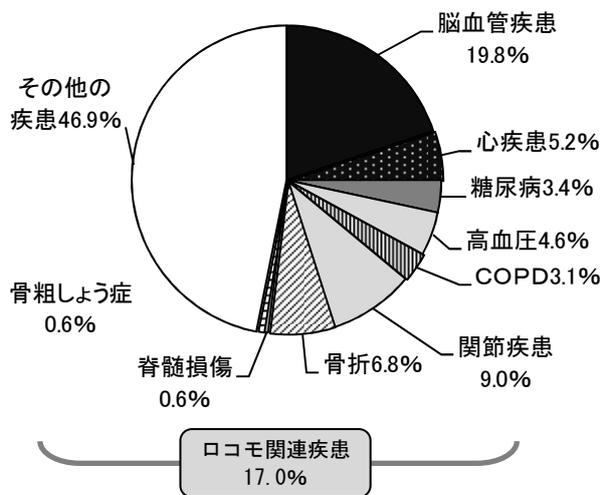
#### 現状と課題

- 要介護状態となる要因に占めるロコモティブシンドローム\*関連疾患の割合は、男性は17.0%で、女性は32.5%となっています。
- 要介護状態となる要因を性別で見ると、それぞれ最も高くなっているのは、男性は脳血管疾患\*が19.8%、女性はロコモティブシンドローム関連疾患が32.5%で、性別によって、要介護の要因になる疾患が異なります。
- 介護予防チェックリストから運動器機能の状況を見ると、運動器の機能低下による介護予防事業の二次予防事業対象者\*の割合は16.3%となっています。
- 運動不足と思う人は全体で58.3%、1日30分以上の運動を週に2回以上実施している人は全体で43.6%、日常生活における歩行または同等の身体活動\*を1日1時間以上実施している人は全体で55.5%であり、運動ができていない人が多くなっています。特に40、50歳代においては、この傾向が顕著にみられます。

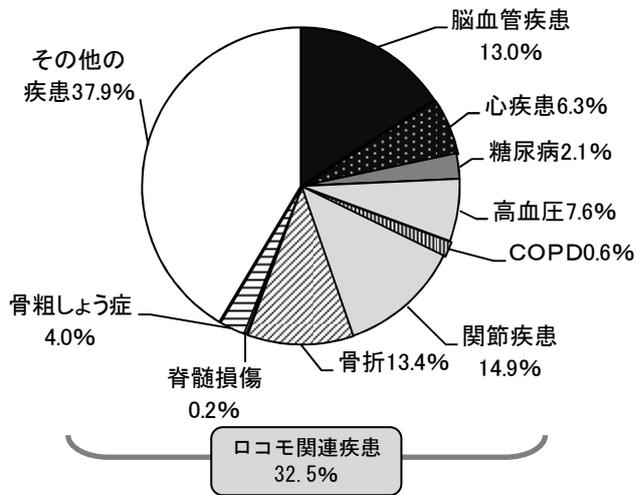


■要介護認定の申請原因の状況

(男性)

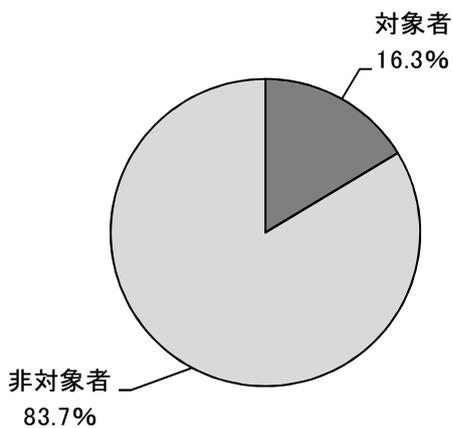


(女性)



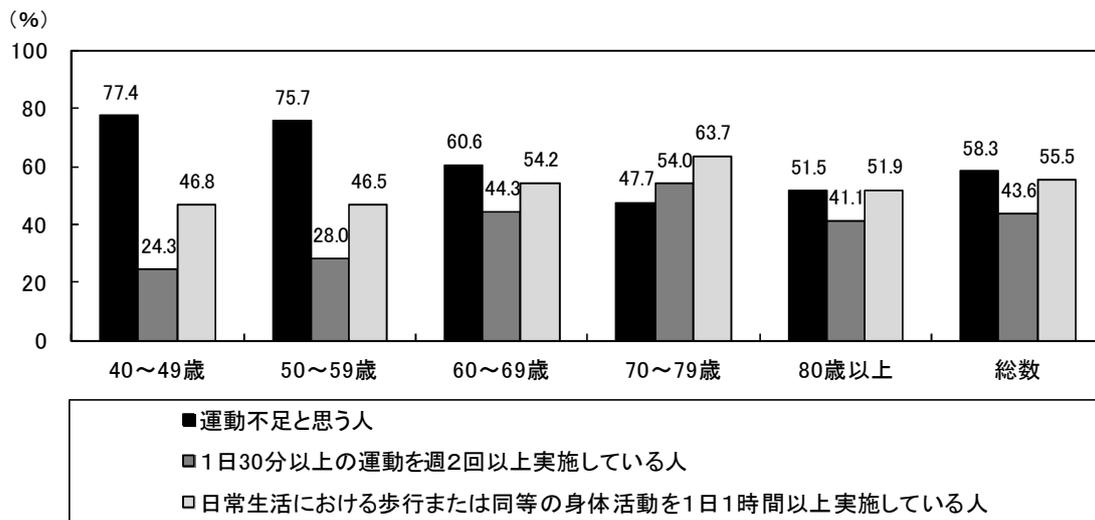
資料：介護保険認定情報（H24年4月～9月）

■運動器の機能低下による二次予防事業対象者の割合



資料：介護予防健診、介護予防チェックリスト（H24年度）

■運動習慣の状況



資料：国保特定健診、人間ドック、後期高齢者健診問診票（H24年度）

## 今後の方向性

- 日常生活での身体活動\*を増やします。
- ロコモティブシンドローム\*を予防します。

### ■健康指標

指標項目	対象	現状値 (H24年度)	最終年 目標値 (H35年度)	出典
要介護状態となる要因に占める ロコモティブシンドロームの割合	女性の 要介護 認定者	32.5%	減少	介護保険認定情報 (H24年4～9月)
運動器の機能低下者の割合	65歳以上	16.3%	減少	介護予防健診、介護予防チエ ックリスト
運動不足と思う人の割合	40歳以上	58.3%	56.0%	市国保特定健診、人間ドッ ク、後期高齢者健診問診票
1日30分以上の運動を週2回以上 実施している人の割合	40歳以上	43.6%	46.0%	市国保特定健診、人間ドッ ク、後期高齢者健診問診票
日常生活における歩行または同等の 身体活動を1日1時間以上実施して いる人の割合	40歳以上	55.5%	58.0%	市国保特定健診、人間ドッ ク、後期高齢者健診問診票

## 取り組み

### ◆市民の取り組み◆

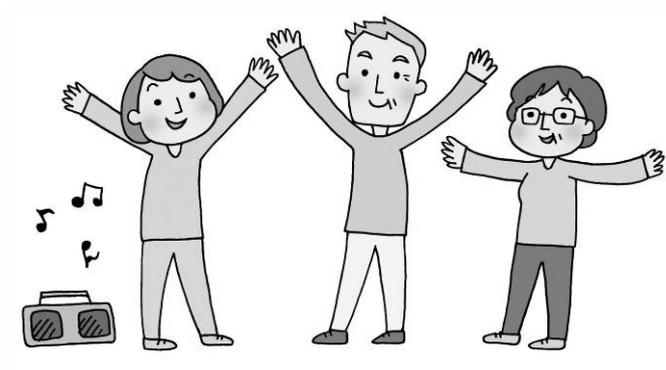
- 毎日適度な身体活動や運動を心がけます。
- 車やエレベーターの利用を控えめにして、歩数を増やします。

### ◆地域・職場等の取り組み◆

- 地域や職場で、ラジオ体操など身近な運動の機会を増やしていきます。
- 健康づくりボランティアやスポーツ推進員は、地域住民が運動に親しむための取り組みを進めます。
- 民間スポーツクラブは、ライフステージに合わせた健康づくり・仲間づくりに視点を置いたプログラムを提供します。

◆行政の取り組み◆

取り組み内容	担当課・関係機関
ロコモティブシンドローム*・身体活動*についての普及啓発に努めます。	健康課
総合型地域スポーツクラブ*の育成を支援し、スポーツの普及を図ります。	スポーツ課
ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。	スポーツ課
市内各地区で、特色ある運動教室を展開します。	生涯学習課
運動等をテーマにした学校保健委員会*を実施します。	学校教育課
元気な高齢者を対象とする介護予防教室の中で、運動や認知症*予防の教室を行い、身体活動の増加に努めます。	長寿課
運動器の機能が低下ならびに低下のおそれがある高齢者を対象に運動教室を行い、運動器の機能の維持・向上に努めます。	長寿課



## 4 歯・口の健康

### 現状と課題

#### <むし歯予防について>

- 1歳6か月児健診における「O2<sup>\*</sup>」の割合は平成24年度が67.4%で、県の56.8%よりも高くなっています。「O2」の中でも特に甘い飲み物を飲む習慣のある人は、37.6%と高くなっています。
- 3歳児健診のむし歯のある人の割合は平成24年度が19.7%で、平成24年度の県の12.7%よりも高くなっています。
- 12歳児（中学1年生）のむし歯のある人の割合は、平成17年度の45.7%から平成24年度は34.9%と改善したものの、県（平成24年度：31.3%）よりも高くなっています。
- むし歯のある人の割合は、いずれの年齢も県より高くなっています。

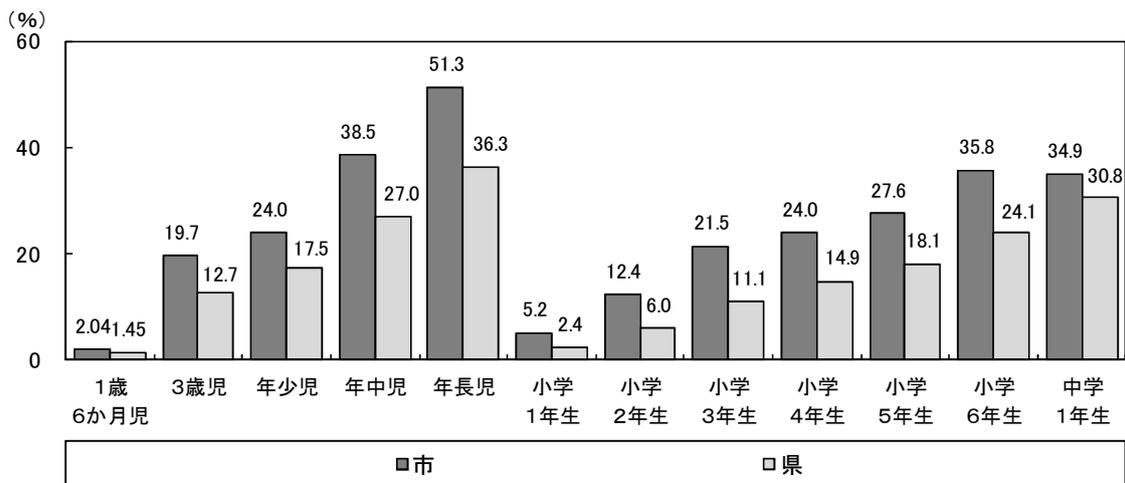
#### <歯周病予防について>

- 歯肉の炎症所見を有する人の指標（G：歯肉炎、GO：歯肉炎要観察者）として、14歳児（中学3年生）の状況は、Gの割合が平成24年度は10.3%、県は6.6%となっており、歯肉炎のある人の割合が県より高くなっています。
- 成人歯科健診による歯周の状態については、40歳で年々悪化する傾向となっています。

#### <口腔機能について>

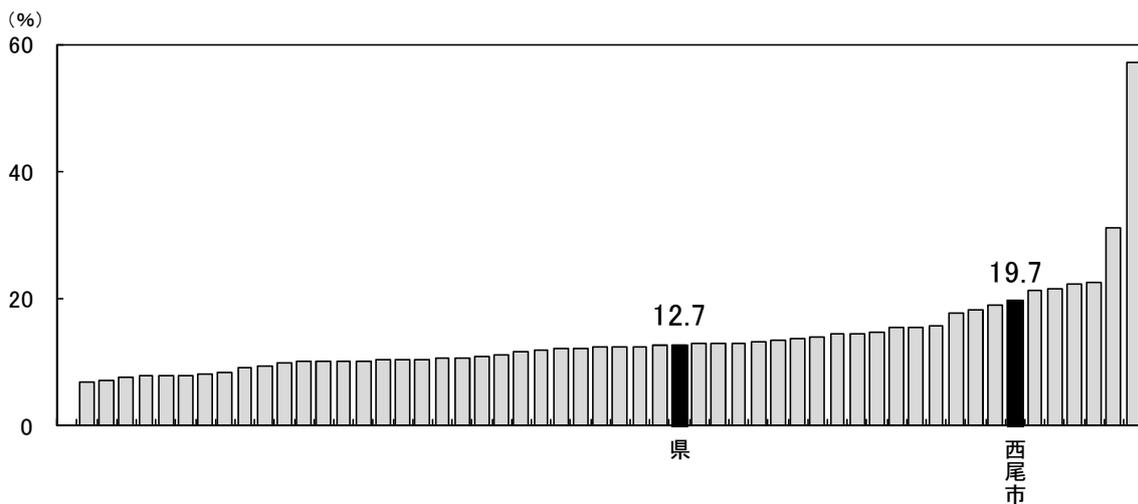
- 介護予防チェックリストから口腔機能の状況をみると、口腔機能の低下による介護予防事業の二次予防事業対象者は年齢があがるにつれて増えています。

■乳幼児・児童・生徒のむし歯の状況



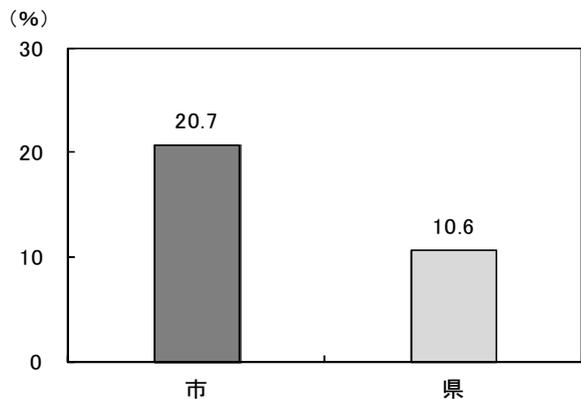
資料：愛知県乳幼児健康診査情報、地域歯科保健業務状況報告（西尾保健所）（H24年度）  
 ※小学1年生～中学1年生は名古屋市・豊橋市除く  
 ※1歳6か月児、3歳児、年少児、年中児、年長児は乳歯。小学1年生以降は永久歯。

■3歳児歯科健康診査におけるむし歯のある人の割合（県内市町村比較）

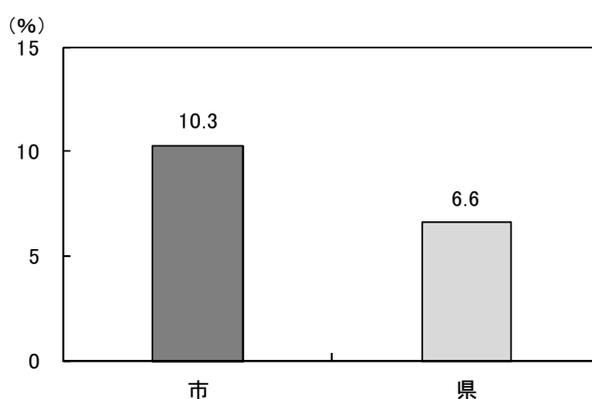


資料：愛知県乳幼児健康診査情報（H24年度）

■小学3年生のむし歯の状況（第1大臼歯※）

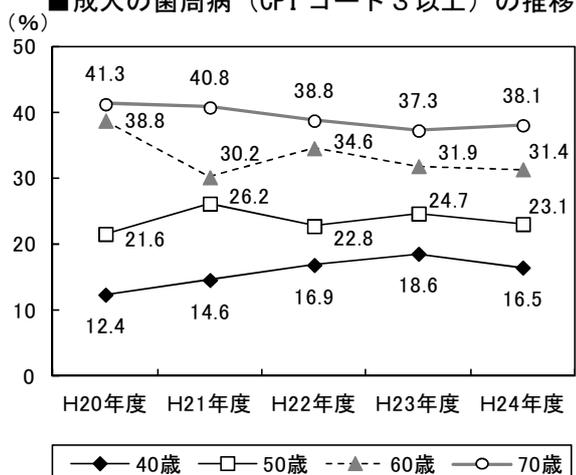


■14歳児（中学3年生）の歯肉炎のある人の割合



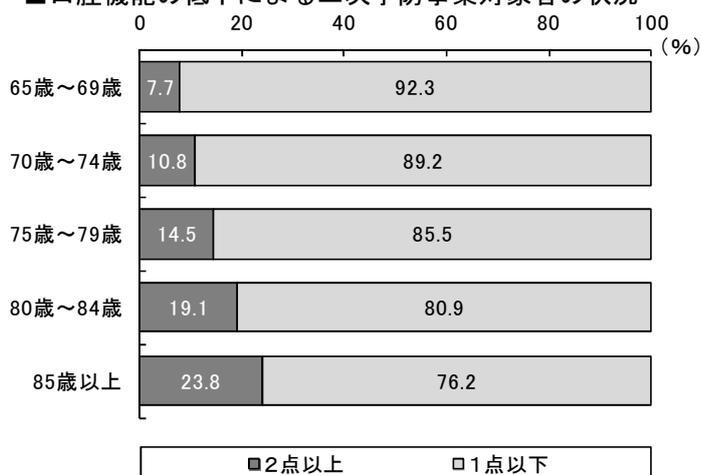
資料：地域歯科保健業務状況報告（西尾保健所）（H24年度）  
 学校保健統計（県）（H24年度）

■ 成人の歯周病（CPIコード3以上）の推移



◇H20~22年度は旧西尾市  
資料：成人歯科健診受診結果

■ 口腔機能の低下による二次予防事業対象者の状況



◇3項目中2項目以上該当で介護予防事業の  
二次予防事業対象者  
資料：介護予防健診、介護予防チェックリスト（H24年度）

■ 「歯及び歯の支持組織の疾患※」年齢別・保険者の状況（西三河）

< 全年齢 >

	一人あたり 費用額(円)	受診率(%)
高浜市	1,890	14.15
碧南市	1,912	16.13
知立市	1,981	15.93
豊田市	2,066	15.67
刈谷市	2,074	16.66
安城市	2,138	16.17
<b>西尾市</b>	<b>2,183</b>	<b>16.38</b>
岡崎市	2,206	17.08
県平均	2,052	16.08

< 5~9歳 >

	一人あたり 費用額(円)	受診率(%)
碧南市◆	1,406	15.47
高浜市	1,549	15.62
豊田市◆	1,844	18.49
刈谷市◆	2,033	22.34
安城市◆	2,088	20.32
知立市◆	2,400	21.32
岡崎市	2,650	26.10
<b>西尾市</b>	<b>2,732</b>	<b>25.30</b>
県平均	2,093	21.50

< 10~14歳 >

	一人あたり 費用額(円)	受診率(%)
高浜市	748	7.86
碧南市◆	753	9.12
安城市◆	922	9.75
豊田市◆	940	10.30
刈谷市◆	1,012	10.23
知立市◆	1,097	10.96
岡崎市	1,331	14.09
<b>西尾市</b>	<b>1,720</b>	<b>16.47</b>
県平均	1,059	11.45

< 15~19歳 >

	一人あたり 費用額(円)	受診率(%)
高浜市	332	4.08
刈谷市◆	454	3.61
碧南市◆	617	6.08
岡崎市	633	5.79
安城市◆	647	5.27
知立市◆	724	5.68
豊田市◆	747	5.44
<b>西尾市</b>	<b>823</b>	<b>7.63</b>
県平均	698	5.91

◆は小学校でのフッ化物洗口実施率100%の市  
資料：愛知県国民健康保険団体連合会（H24年5月診療分）

## 今後の方向性

○むし歯や歯周病\*を予防します。

○高齢者の口腔機能の維持・向上に努めます。

### ■健康指標

指標項目	対象	現状値 (H24年度)	最終年 目標値 (H35年度)	出典
むし歯のない人の割合	3歳児健診	80.3%	90.0%	健康課事業概要
	5歳児 (年長児)	48.7%	70.0%	地域歯科保健業務状況報告 (西尾保健所) 小学3年生：第一大臼歯 中学1年生：永久歯
	小学3年生	79.3%	85.0%	
	中学1年生	65.1%	75.0%	
歯肉に炎症所見を有する人の割合	中学3年生	10.3%	5.0%	
成人の歯周病(CPIコード*3以上)の割合	40歳	16.5%	10.0%	健康課事業概要
1日に2回以上歯みがきを実施している人の割合	成人歯科健診受診者	78.3%	80.0%	成人歯科健診問診票
かかりつけ歯科医を持つ人の割合	成人歯科健診受診者	72.7%	80.0%	成人歯科健診問診票
成人歯科健診受診者の割合	40歳	12.0%	20.0%	健康課事業概要
口腔機能低下者の割合	65歳	7.8%	低下	介護予防健診

## 取り組み

### ◆市民の取り組み◆

- むし歯や歯周病\*予防についての正しい知識を持ち、8020\*（ハチマルニイマル）をめざします。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や歯みがき指導を受けます。

### ◆地域・職場等の取り組み◆

- 子育てサークル協議会等は、市が派遣する歯科衛生士を活用し、歯に関する講座の機会を設けます。
- 歯科医師会は、歯の大切さを啓発するとともに、かかりつけ歯科医による定期的な歯科健診や歯みがき指導を行います。
- 歯科医師会は、むし歯予防のために、集団フッ化物洗口\*を推進します。

### ◆行政の取り組み◆

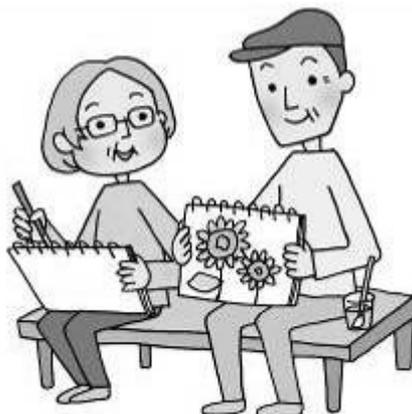
取り組み内容	担当課・関係機関
乳幼児健診で、生活習慣、フッ化物の取り入れ、仕上げみがきの必要性について集団指導・個別指導を実施します。	健康課
むし歯の発生に強く関与している生活習慣・食習慣を把握し、乳幼児健診で指導します。	健康課
歯に関する知識や歯みがきの正しい仕方など習得のため、歯科園医や歯科衛生士による職員研修を行います。	子ども課
歯科園医や歯科衛生士など、専門家による親子指導を行う機会を設けます。	子ども課
学校歯科健診や朝の歯みがき調査を通じて、児童・生徒の歯の健康に関する状況把握に努めます。	学校教育課
よい歯の児童・生徒表彰や保健だより等を通じて、児童・生徒への正しい理解と知識の普及に努めます。	学校教育課
歯の健康に関する授業や、学校医や歯科衛生士等の外部の講師を招いた歯の教室等を開催します。	学校教育課

取り組み内容	担当課・関係機関
児童・生徒に正しい歯のみがき方を指導します。	学校教育課
成人歯科節目健診*の対象年齢を検討し、受診しやすい環境を整備することで、その後の定期健診を受けるきっかけをつくります。	健康課
8020*達成に向けたリーフレットの配布や講演会の開催により、むし歯予防や歯周疾患予防の意識を高める啓発活動を進めます。	西尾保健所
永久歯むし歯対策として、第一大臼歯*を守るための啓発と集団フッ化物洗口を推進します。	西尾保健所 健康課
歯科保健に関する研修会を開催し、地域保健関係者の人材育成に努めます。	西尾保健所
8020 運動推進連絡協議会や歯周病*対策推進会議等を開催し、関係機関・団体による地域歯科保健対策の協議や検討を行います。	西尾保健所
元気な高齢者を対象とする介護予防教室の中で、口腔の健康講座を開催し、高齢者の口腔機能の維持・向上に努めます。	長寿課
口腔機能が低下ならびに低下のおそれがある高齢者を対象に、口腔の健康チェックや体操等を実施する教室を行い、口腔機能の維持・向上に努めます。	長寿課

## 5 こころ・休養

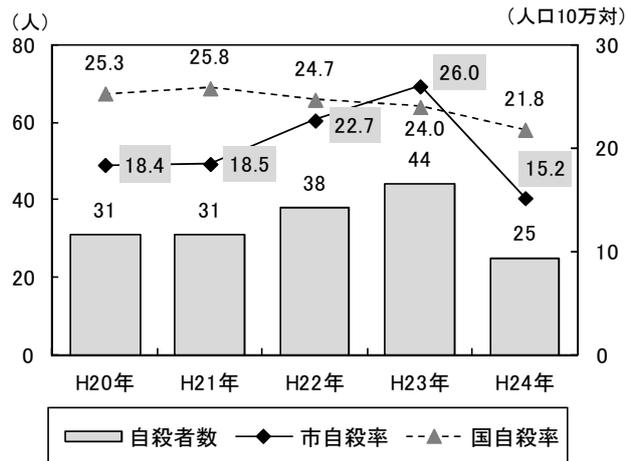
### 現状と課題

- 自殺者数は増加傾向にあり、平成 23 年は 44 人と、自殺率は全国よりも高くなっていましたが、平成 24 年は 25 人と減少しています。西尾市の自殺者の状況について、経年的に分析を進める必要があります。
- 自立支援医療(精神通院)\*受給者証または精神障害者保健福祉手帳\*を取得している人が、年々増加しています。精神疾患は自殺のハイリスクでもあり、精神疾患を持つ人への支援の充実が必要です。
- 自殺予防に関しては、ターゲットを絞って働きかけることが難しいため、地道に声かけができる人、何気ない会話から異変に気づくことができる人を家族や地域で増やしていくことが必要です。
- 自ら相談場所を探さなくても、地域で日常生活を送っている中で相談機関等の情報が入ってくる環境づくりが必要です。
- こころの相談については、多様な相談に対応できる機能を充実させることが必要です。
- 自分自身のこころの状態に気づき、医療が必要な場合は早期受診できるように、正しい知識の啓発・普及が必要です。
- 地域の中で、こころの健康に関して共有化を図り、支援が必要な人が適切な支援につながるように、関係機関の連携を強化する必要があります。
- ライフスタイルが多様化し、多くの人が睡眠を取りにくい状況です。睡眠の大切さが認識できるように周知することが必要です。

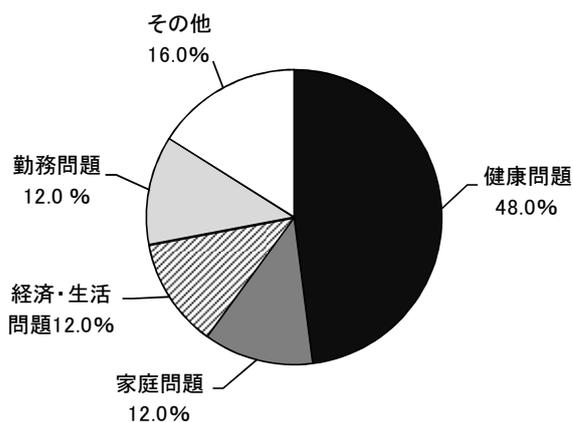


第4章 施策の展開

■自殺者数の推移（年代別）

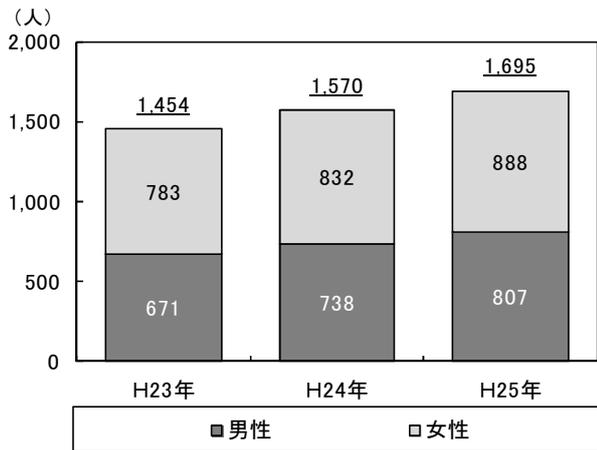


■自殺の原因・動機別の割合



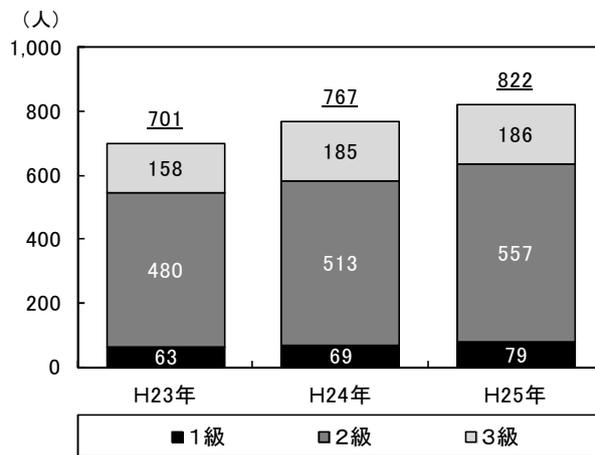
◇H20～22年は旧3町を合算 資料：内閣府 地域における自殺の基礎資料（H24年）

■自立支援医療（精神通院）  
受給者証交付者数の推移



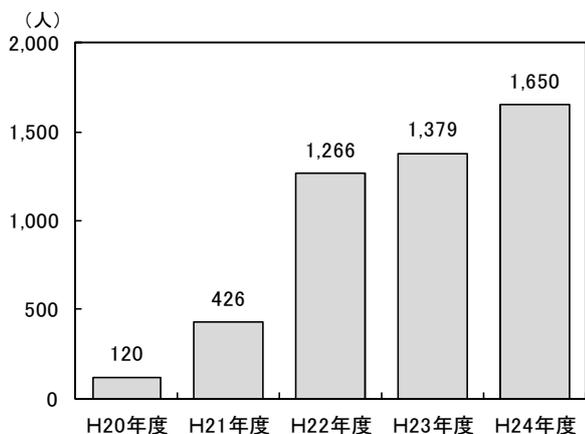
資料：福祉課（各年4月1日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



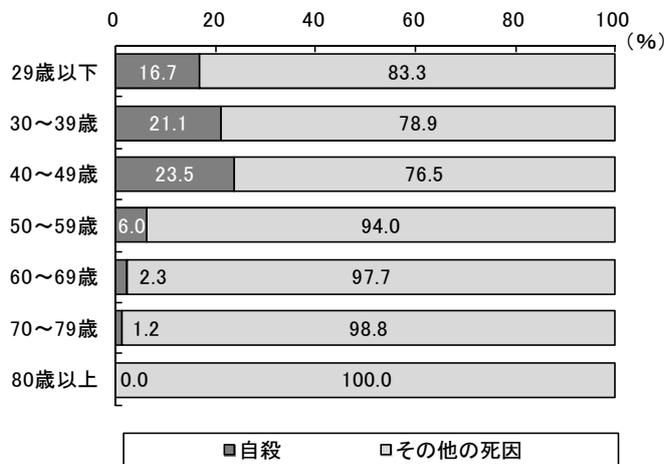
資料：福祉課（各年4月1日現在）

■ゲートキーパー研修※延べ受講者数



◇西尾保健所実施分、旧3町を合算 資料：健康課

■死因に占める自殺の割合



資料：健康課事業概要（H24年）

## 今後の方向性

- 自殺者を一人でも減少させます。
- こころの病気の早期発見ができるよう環境づくりに取り組みます。

### ■健康指標

指標項目	対象者	現状値 (H24年度)	最終年 目標値 (H35年度)	出典
自殺者数	市民	25人	減少	内閣府「地域における自殺の基礎資料」
睡眠が十分とれていると思う人の割合	市民	77.1%	80.0%	国保特定健診、後期高齢者健診、西尾市人間ドック問診項目
ゲートキーパー※研修の受講者数	市民 関係職員等	1,650人	4,000人	西尾保健所（平成20年度～）、西尾市・旧3町（平成22年度～）合算
相談できる人や場所のある人の割合	市民	58.5%	70.0%	第7次西尾市総合計画（平成24年7月実施アンケートより）

## 取り組み

### ◆市民の取り組み◆

- こころの健康に対する理解を深め、自分や家族のこころの健康を大切にします。
- 心身の健康のため、ストレスの解消法を持ちます。
- 悩みごとは、周りの人や専門家に早めに相談します。

### ◆地域・職場等の取り組み◆

- 職場におけるこころの健康に配慮し、適切な対応を心がけます。
- 民生委員は、関係団体との連携を強化し、地域の中で、支援の必要な人に気づき、声をかけ、適切な機関につなげるパイプ役となります。
- 地域の中でお互いに声をかけ合い、人のつながりを大切にします。

◆行政の取り組み◆

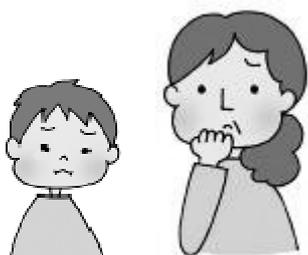
取り組み内容	担当課・関係機関
各種健診等の機会を通じて、睡眠の大切さを周知します。	健康課
市民がこころの疲れに気づくことができるよう、知識の普及を図ります。	西尾保健所 健康課
うつ病*の理解を深め、早期受診につなげるために、正しい知識の普及を図ります。	西尾保健所 健康課
自殺に関する現状や傾向を明らかにし、各種取り組みに活かしていきます。	西尾保健所 健康課
関係機関職員や市民を対象として、ゲートキーパー*を養成します。	西尾保健所 健康課
相談窓口をわかりやすく周知できるように努めます。	健康課
相談体制を整備するとともに、各相談機関の連携を強化し、ネットワークを構築します。	西尾保健所 健康課
地域活動支援センターでの相談事業の充実に努めます。	福祉課
専門職を配置し、相談の充実に努めます。	福祉課
うつ病や統合失調症への支援として、家族教室を開催します。	西尾保健所
電話や来所による相談支援の充実に努めます。	西尾保健所
自殺予防キャンペーンを実施します。	西尾保健所
職場における「いじめ」「パワーハラスメント」の防止など、メンタルヘルス*不調になりにくい職場環境の改善を図るため、各種説明会において周知・啓発を行います。	労働基準監督署 西尾支署
すべての職場においてメンタルヘルスに関する措置を受けられるよう、労働者一人ひとりの気づきを促すための教育・研修等、事業所内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進します。	労働基準監督署 西尾支署

## 6 たばこ

### 現状と課題

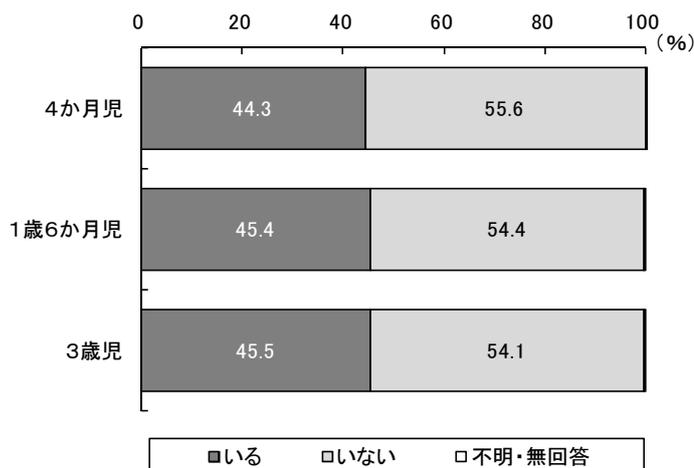
#### <喫煙の状況について>

- 乳幼児健診受診者の約45%の家庭に喫煙者がいます。
- 平成24年度の妊婦の喫煙者は5.0%で、平成23年度の4.0%より増加しています。また、妊婦の同居家族の同室の喫煙率は22.1%となっています。
- 母親の喫煙率は4か月児健診では2.5%、1歳6か月児健診では6.2%、3歳児健診では7.7%と、年齢とともに再喫煙の割合が高まっています。
- 防煙教室を実施した小学6年生の4.7%が、「吸ったことがある」と答えています。
- 成人男性の30～60歳代では、3～4割が喫煙しています。成人女性のうち30～60歳代の1割弱が喫煙しており、70歳代以上の喫煙者は少なくなっています。



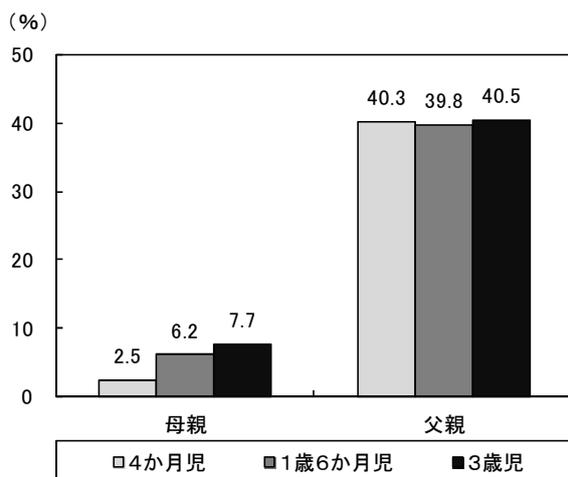
第4章 施策の展開

■家族の喫煙者の有無



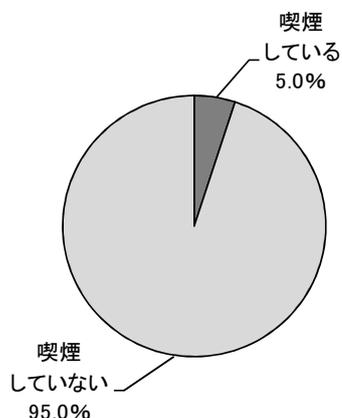
資料：乳幼児健康診査問診項目（H24年度）

■保護者の喫煙率



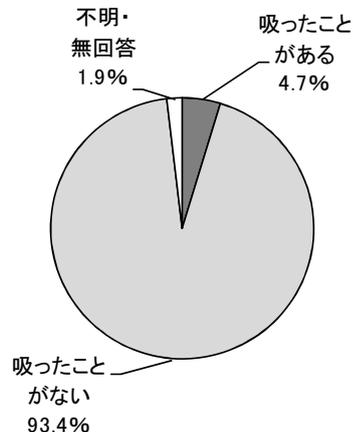
資料：乳幼児健康診査問診項目（H24年度）

■妊婦の喫煙率



資料：妊娠届出書（H24年度）

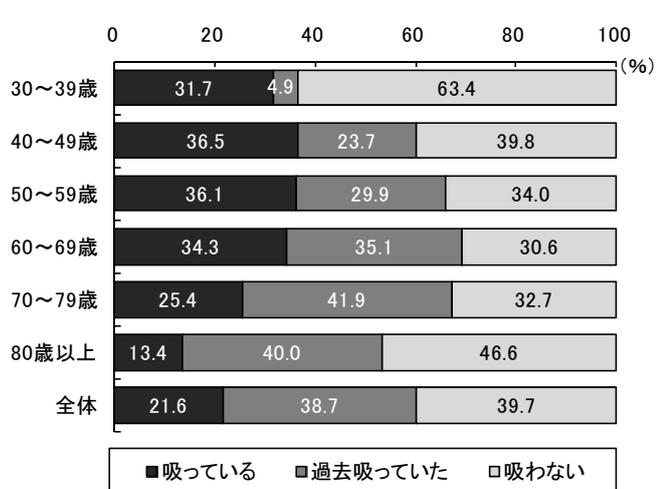
■小学6年生の喫煙経験



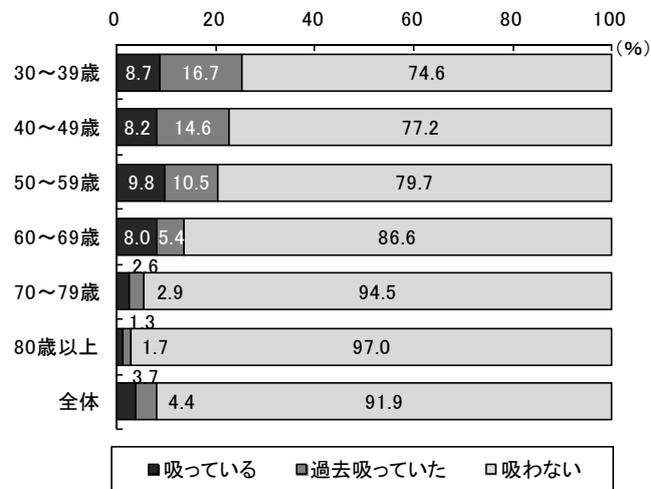
資料：小学6年生を対象とした防煙教室のアンケート調査結果（H24年度）

■成人の喫煙の状況

<男性>



<女性>



資料：国保特定健診、人間ドック、後期高齢者健診問診票（H24年度）

## 今後の方向性

○子どもがはじめの一本を吸わないようにします。

### 健康指標

指標項目	対象	現状値 (H24 年度)	最終年 目標値 (H35 年度)	出典
妊婦の喫煙者の割合	妊婦	5.0%	3.3%	妊娠届出書 妊婦の喫煙は、妊婦・胎児・ 出生児への影響を考え、目標 値を0%とするところであ るが、H35年度までの目標 値は、県と同レベルまで下げ ることとする
母親の喫煙者の割合	1歳6か月児	6.2%	5.4%	乳幼児健康診査問診項目
妊婦の同居家族の同室での 喫煙者の割合	妊娠中	22.1%	20.0%	妊娠届出書
子育て中の家庭の同居家族の 喫煙者の割合	乳幼児健診 受診者	45.1%	20.0%	乳幼児健康診査問診項目
未成年者の喫煙者の割合	小学6年生	4.7%	0.0%	防煙教室実施後アンケート
受動喫煙防止対策実施施設* 認定数	対象施設	238 施設	増加	愛知県受動喫煙防止対策実 施認定施設データベース タバコダメダス

## 取り組み

### ◆市民の取り組み◆

- たばこの害を知り、受動喫煙の防止に協力します。
- 未成年者や妊婦の喫煙を防止します。

### ◆地域・職場等の取り組み◆

- 地域や職場で、喫煙マナーの向上に努めます。
- 地域や職場での分煙をさらに行い、禁煙活動を推進します。

◆行政の取り組み◆

取り組み内容	担当課・関係機関
妊婦相談で妊婦の喫煙、同居家族の喫煙に対して情報提供や指導を行います。	健康課
乳幼児健診にて母親の再喫煙や、その他同居家族の喫煙状況を把握し、情報提供や指導を行います。	健康課
保育園・幼稚園に受動喫煙防止ポスターを掲示し、受動喫煙の防止に努めます。	子ども課
中学校で喫煙、飲酒、薬物乱用防止の授業を行います。	学校教育課
未成年者（小中高生）の喫煙対策として防煙教室を実施します。	健康課
COPD（慢性閉塞性肺疾患）※に関する正しい知識の普及啓発に努めます。	健康課
市有施設の受動喫煙防止の取り組みについて、施設担当部署とともに推進していきます。	健康課
受動喫煙防止対策実施施設認定制度を周知し、認定施設の増加を担当部署とともに推進していきます。	西尾保健所

## 7 健やか親子

### 現状と課題

#### <子育ての状況について>

- 乳幼児健診受診者の97.0%の保護者が育児について「とても楽しい」または「まあまあ楽しい」と回答しています。
- 子育ての相談相手も97.0%以上の保護者が「子育ての相談相手がいる」と回答しており、各年齢の差はそれほどありません。
- 「ゆったりとした気分で子どもと過ごすことができている」と答えた人の割合は、4か月児の保護者では86.2%で、年齢とともに割合が低下し、3歳児の保護者では70.8%となっています。
- 「子どもを育てやすい」と答えた人の割合は、4か月児の保護者では79.9%、1歳6か月児では70.4%、3歳児では64.4%となっています。
- 虐待をしていると思うと答えた保護者の割合は、4か月児の保護者では4.4%、1歳6か月児ではそのほぼ2倍、3歳児では4倍と、年齢が上がるにつれて高くなっています。
- 虐待内容は「感情的な言葉」が最も多く、次いで「たたくなど」となっています。
- 妊婦相談を行った93.6%の妊婦に支援者がいるものの、3.3%の妊婦には支援者がいないことがうかがえます。

#### <保護者のメンタルヘルスについて>

- 平成24年度の妊娠届出者のうち、精神疾患の既往のある妊婦は3.2%、うつ症状のある妊婦は7.9%となっており、メンタルヘルス\*の問題を抱える母親がいます。背景としては母親自身の自己肯定感の低さや、育児ストレスにうまく対応できないこと等が考えられます。
- 妊娠中の調査から、夫婦ともにメンタルヘルスの問題のない妊婦は、59.3%しかなく、約40%は何らかのフォローが必要な可能性があります。また、夫婦のどちらかにメンタルヘルスの問題がある妊婦は9.2%となっており、注意が必要です。

#### <若年妊娠について>

- 20歳未満の妊婦は増えており、妊娠届出者の2.9%となっています。若年の子育ては虐待リスクが高くなります。

#### <低出生体重児について>

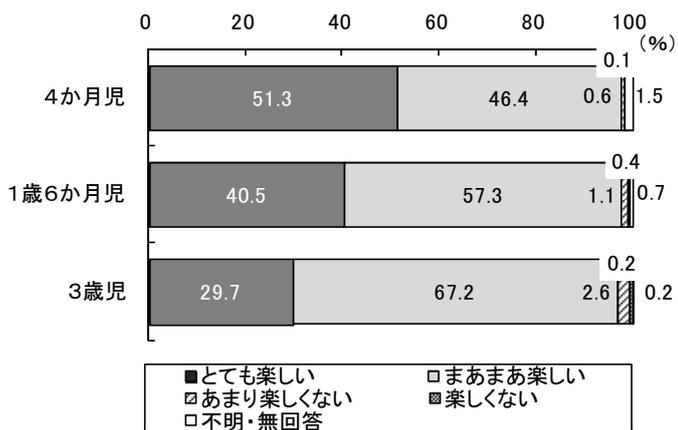
- 低出生体重児\*が増加しています。低出生体重児は子育てしにくいことが多く、虐待リスクが高くなります。また成人後に糖尿病\*や高血圧等の生活習慣病\*を発症しやすいと言われています。

<事故予防について>

○乳幼児の事故予防について、月齢に応じた事故対策を行っている割合は3歳児では約9割となっており、1歳6か月児は52.6%、4か月児では67.5%で、事故対策を行っていない家庭がみられます。

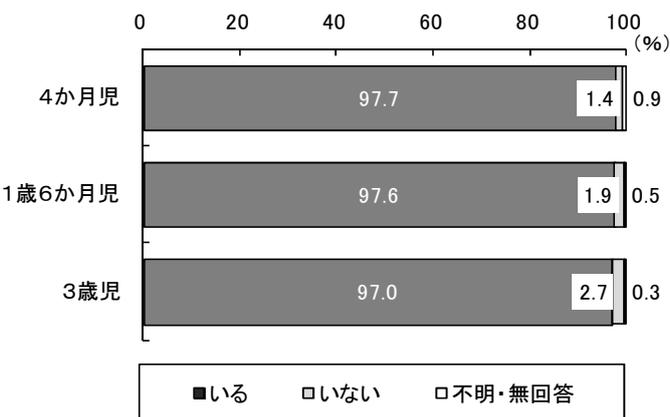


■子育てが楽しいと感じる乳幼児保護者の割合



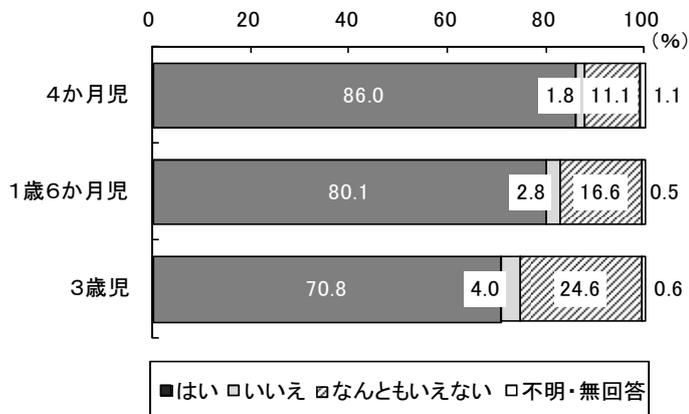
資料：乳幼児健康診査問診項目（H24年度）

■相談相手のいる保護者の割合



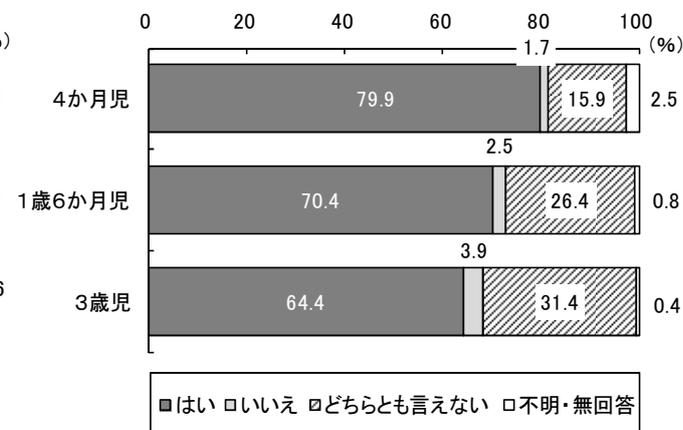
資料：乳幼児健康診査問診項目（H24年度）

■「ゆったりとした気分で子どもと過ごすことができる」と答えた人の割合



資料：乳幼児健康診査問診項目（H24年度）

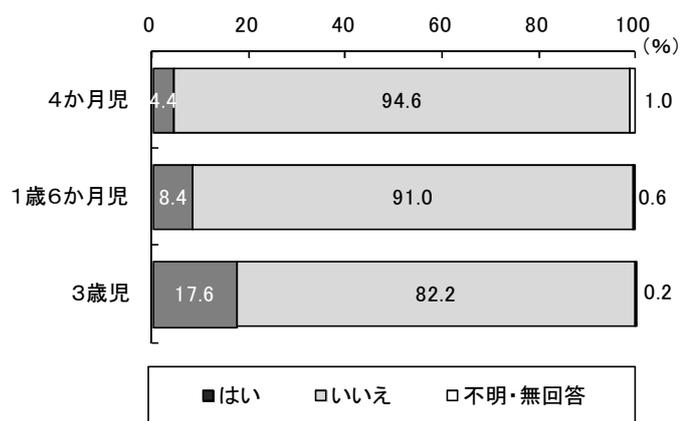
■「子どもを育てやすい」と答えた人の割合



資料：乳幼児健康診査問診項目（H24年度）

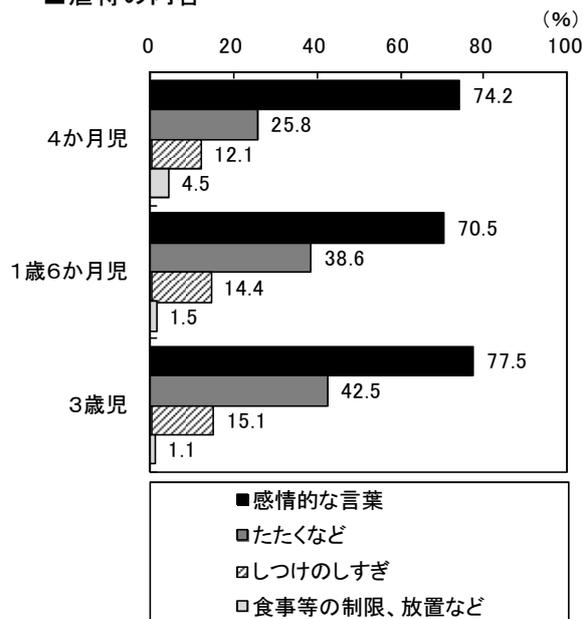


■虐待をしていると思うと答えた保護者の割合



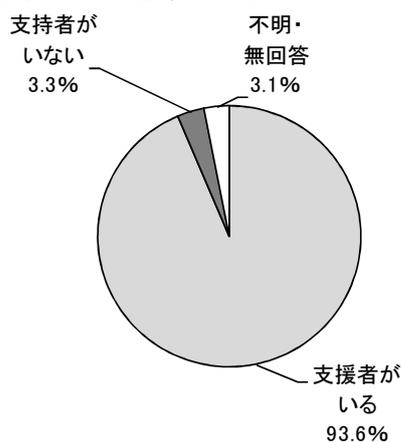
資料：乳幼児健康診査問診項目（H24年度）

■虐待の内容



資料：乳幼児健康診査問診項目（H24年度）

■支援者がいる妊婦の割合



資料：妊娠届出書（H24年度）

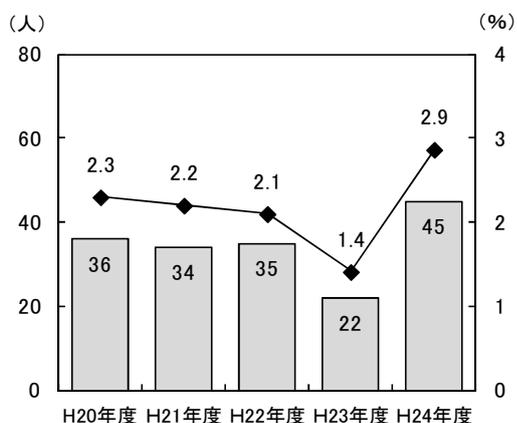
■妊婦と夫のメンタルヘルスの関連

		妊婦のメンタルヘルス		
		いずれも陰性	どちらかが陽性	いずれも陽性
夫のメンタルヘルス	いずれも陰性	150人 59.3%	21人 8.3%	10人 4.0%
	どちらかが陽性	43人 17.0%	10人 4.0%	7人 2.8%
	いずれも陽性	6人 2.4%	5人 2.0%	1人 0.4%

妊婦と夫のメンタルヘルスの関連については、EPDS\*とWHO-QOL\*が陰性か陽性かで判定。両方が陰性の場合をメンタルヘルスの問題なしとした

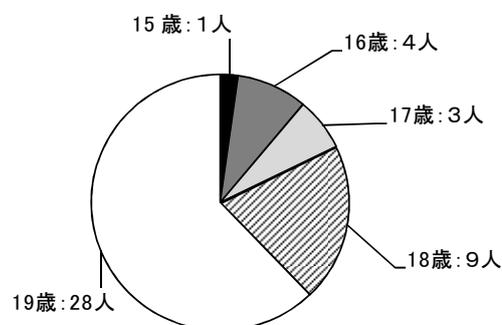
資料：妊産婦のメンタルヘルスの実態把握及び介入方法に関する研究報告書

■20歳未満の妊娠届出者の推移



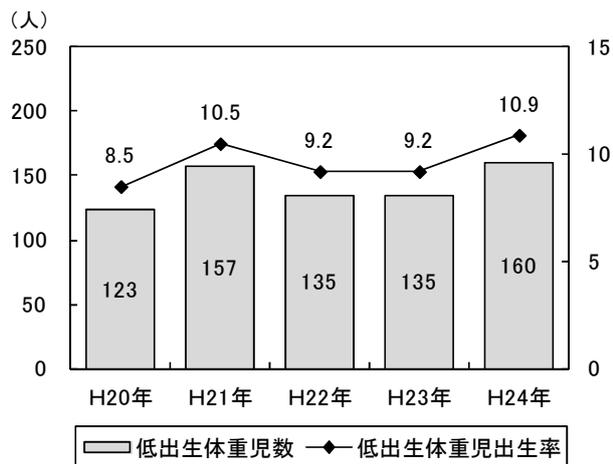
◇H21、22年は旧3町を合算  
資料：妊娠届出書（H24年度）

■20歳未満の妊婦の内訳



資料：妊娠届出書（H24年度）

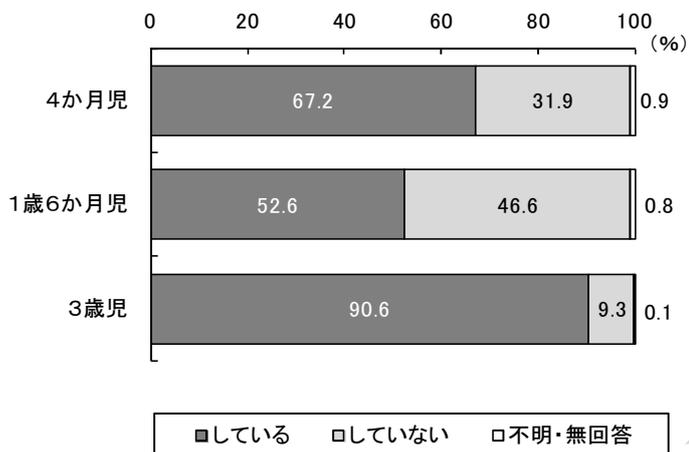
■低出生体重児の状況



◇H20～H22年は旧3町を合算

資料：愛知県衛生年報

■乳幼児の事故予防の状況



資料：乳幼児健康診査問診項目（H24年度）

＜乳幼児の事故予防の内容＞

【4か月児】

たばこ・ボタン電池・硬貨・ピアス等の小物は、1m以上の高さのところに置く。

【1歳6か月児】

浴室のドア等に、子どもがひとりで開けることができないような工夫をする。

【3歳児】

ベランダや窓の側に踏み台になるようなものを置かない。



## 今後の方向性

○妊娠や出産に関する正しい理解や知識を身につけます。

○いきいきとした育児を行います。

### ■健康指標

指標項目	対象	現状値 (H24年度)	最終年 目標値 (H35年度)	出典
(妊娠届出者のうち) 20歳未満の割合 40歳以上の割合	20歳未満	2.9%	2.2%	母子保健報告
	40歳以上	2.2%	1.5%	
(妊娠届出者のうち) 妊娠が分かった時「うれしかった」、 「予想外だったがうれしかった」と 答えた人の割合	妊娠届出者	71.9%	増加	妊娠届出書
低出生体重児の割合	出生児	10.9%	9.6%以下	愛知県衛生年報
ゆったりとした気分で子どもと過ごす ことができている人の割合	3歳児	70.8%	80.0%	乳幼児健康診査問診項目
虐待をしていると思う人の割合	3歳児	17.6%	10.0%	乳幼児健康診査問診項目
乳幼児の事故を予防している家庭の 割合	4か月児	67.5%	90.0%	乳幼児健康診査問診項目

## 取り組み

### ◆市民の取り組み◆

○市民で声をかけ合い、地域で子育て家庭を見守ります。

○子育て支援センターや子育てサークルなど社会資源を積極的に利用します。

◆地域・職場等の取り組み◆

- 主任児童委員は、関係機関との情報交換、情報伝達を行うとともに、研修・講演等で児童虐待や対処の方法の知識を深めます。
- 主任児童委員は、定期的な虐待・いじめ・不登校の相談会議に参加し、学校と情報を共有し、必要な支援を行います。
- 助産師会は、思春期・性教育セミナーや思春期電話相談を実施し、出産や子育てに関する地域の交流や情報発信に努めます。
- 子育てサークル協議会は、親子のふれあいの場を提供し、虐待防止に努めます。

◆行政の取り組み◆

取り組み内容	担当課・関係機関
若年妊娠の現状の把握に努め、若年妊娠の減少に向けた各種取り組みを進めます。	健康課
母子健康手帳*交付時に栄養や喫煙等の指導、妊娠・出産に関する情報提供を行います。	健康課
妊娠・出産の適齢期*についての情報提供を行います。	健康課
小学3年生～6年生までの保健の授業を通じて、健康の大切さやからだの発育・発達、不安、悩みへの対処への理解を身につける教育を行います。	学校教育課
中学校の保健の授業を通じて、心身の機能と発達、心の健康、健康と環境、傷害の防止、疾病の予防等を学ぶ教育を行います。	学校教育課
母子健康手帳交付時に妊婦相談を実施し、特定妊婦・ハイリスク妊婦に対して、妊娠中から支援を行い、虐待防止に努めます。	健康課
こんにちは赤ちゃん全戸訪問を行い、育児についての不安軽減に努め、子育て支援の情報を提供し、支援が必要な家庭への早期介入を図ります。	健康課
適切な育児のため支援が必要な家庭について、関係機関との連携のもと、情報提供や相談支援等を行います。	健康課
子育て支援センターや家庭児童支援課での育児相談や、療育センターにおける発達に関する相談支援の充実を図るとともに、虐待の予防に向けた関係機関の連携を強化します。	家庭児童支援課
養育支援*が必要と判断した家庭に対して、支援計画を立案し、家事援助や育児支援を行います。	家庭児童支援課

取り組み内容	担当課・関係機関
保護者の入院や出産、育児疲れ等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、預かり支援を行います。	家庭児童支援課
児童手当*や児童扶養手当*等の支給を通じて、子どもの養育に必要な経済的支援を行います。	子育て支援課
児童遊園等の整備及び各地域の児童館の運営により、子どもが安心して遊べる場の提供に努めます。	子育て支援課
各種子育て支援施策や交流支援の充実により、児童虐待の予防や早期発見に努めます。	子育て支援課
親が就労している子どもの放課後の居場所として、放課後児童クラブ等の充実を図ります。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業*等により、親子が交流できる拠点の充実を図ります。	家庭児童支援課 子ども課
特別に育児支援が必要な家庭を早期発見・早期対応ができるよう、関係機関の連携を強化します。	家庭児童支援課 子ども課
父親参加の行事を実施し、男性の育児参加を促進します。	子ども課
保育士等への研修の充実により、専門知識の向上や必要な情報の共有を図ります。	子ども課
親の扶養義務を基本としつつ、家庭の事情に配慮した必要な保育サービスの充実を図ります。	子ども課
親子がふれあう機会を増やすことができるよう、親子対象の公民館講座を実施します。	生涯学習課
周産期*からの虐待予防及び未熟児・長期療養児*等虐待ハイリスク群への効果的な支援に向け、地域における保健機関と医療機関等の連携を促進するための会議を開催します。	西尾保健所
母子保健に関する研修会を開催し、地域保健関係者等の人材育成に努めます。	西尾保健所



## 第 5 章

ライフステージ別の健康づくり

	乳幼児期 (0～5歳)	学童・思春期 (6～19歳)
生活習慣病予防	子どもの健康状態をチェックするため、各種健診や相談を積極的に利用します。	学校や家庭で生活習慣に関心を持ち、健康について正しく学びます。
食生活	朝ごはんを毎日食べます。	
	バランスの良い食事を心がけます。	
身体活動	毎日適度な身体活動や運動を心がけ、元気な体をつくります。	
歯・口の健康	正しい食習慣や歯みがきの習慣を身につけます。	
	かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診を受けます。	
こころ・休養	保護者は、子育て支援センターや子育てサークルなど社会資源を積極的に利用します。	不安や悩みの対処方法を見つけます。
たばこ	妊婦の喫煙を防止します。	たばこは絶対に吸いません。

<b>青年・壮年・中年期 (20～64 歳)</b>	<b>高齢期 (65 歳以上)</b>	
<p>定期健診を受けて、生活習慣の改善を心がけます。</p>		<b>生活習慣病予防</b>
<p>健診後に治療等が必要な場合には、速やかに治療を受けるようにします。</p>		
		<b>食生活</b>
<p>適正体重を知り、定期的な体重測定と適切な食事量を心がけます。</p>		
<p>毎日適度な身体活動や運動を心がけます。</p>		<b>身体活動</b>
<p>車やエレベーターの利用を控えめにして、歩数を増やします。</p>		
<p>むし歯や歯周病予防についての正しい知識を持ち、8020 をめざします。</p>		<b>歯・口の健康</b>
<p>こころの健康に対する理解を深め、自分や家族のこころの健康を大切にします。</p>		<b>こころ・休養</b>
<p>悩みごとは、周りの人や専門家に早めに相談します。</p>		
<p>未成年者の喫煙を防止します。</p>		<b>たばこ</b>
<p>受動喫煙の防止に協力します。</p>		



# 第 6 章

## 計画の推進体制

## 1 市民自らが進める健康づくり

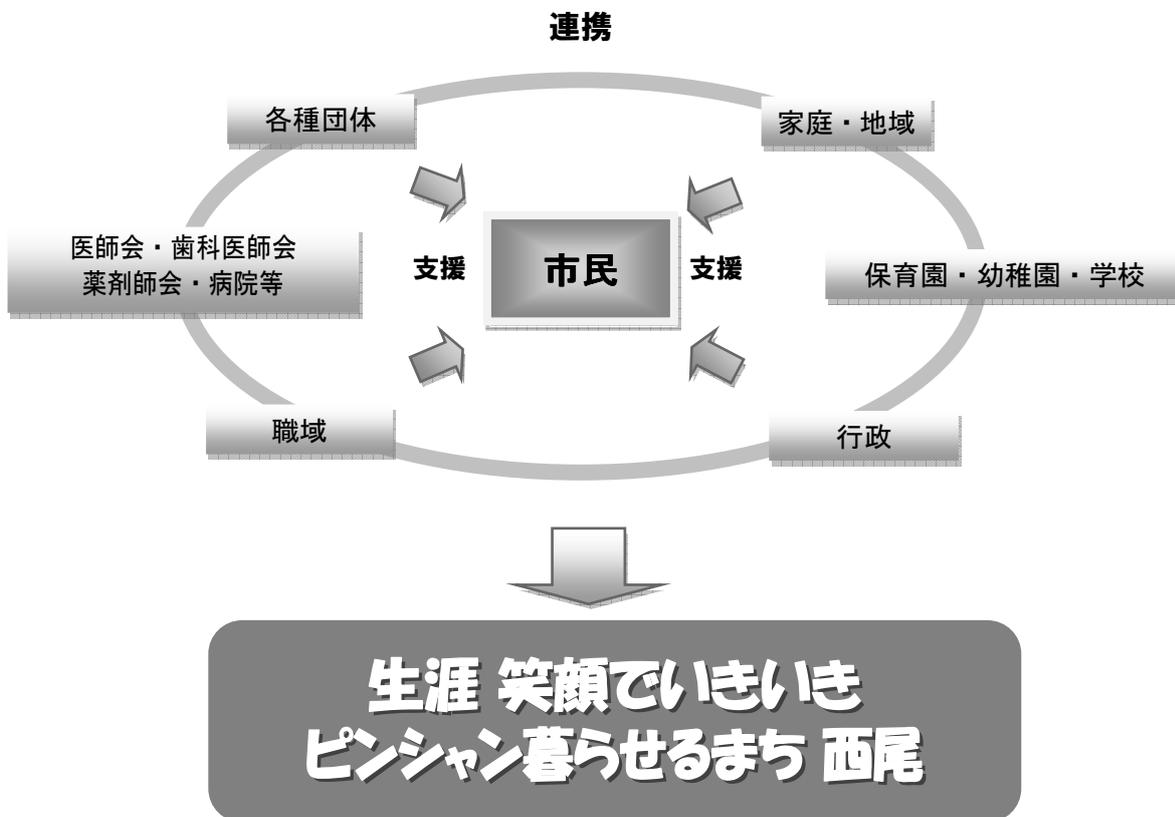
生涯に渡って健やかで心豊かに、いきいきと生活していくためには、市民一人ひとりが主体的に健康を維持、増進できるよう、継続的に努力していくことが大切です。

健康に関心を持ち、定期的な健康診断等を受けるなど、自らの健康状態を把握し、食生活や運動、休養等の日常生活を見直すなかで、支援してくれる人や場を活用しながら、持続的に健康づくりを進めます。

## 2 健康を支える環境と仕組みづくり

計画を推進するにあたっては、市民一人ひとりが、積極的に健康づくりに取り組むことができるよう、支援体制を整えていかなければなりません。そのためには、地域や各種団体、保育所、幼稚園、学校、医師会等、職域、行政等が、それぞれの役割を理解し、相互に連携し合いながら、市民の健康づくりを支える環境を整えていくことが大切です。

また、市の広報やホームページ等を通じて、計画の内容を広く市民に周知・啓発し、市民の健康づくりへの意識啓発に努めていきます。



### 3 計画の進捗管理

本計画は平成 35 年度を目標年度とするものです。中間年度にあたる平成 30 年度には、その間の社会情勢等の変化や各種取り組み状況の推移を踏まえ、計画の中間評価を行います。

また、経年的な事業の進捗管理を「健康にしお 21 計画推進会議」において行い、必要な評価や検証、各種取り組みの改善を進めていきます。





# 資料編

## 1 策定の経緯

年月日	内容
平成 25 年 5月 15日	第 1 回健康にしお 21 策定委員会 ○委嘱状の交付及び会長・副会長の選出 ○健康にしお 21 計画策定について ○作業部会について
	第 1 回健康にしお 21 作業部会（全体会） ○講演会「国の健康日本 21 について」 浜松医科大学教授 尾島俊之氏 ○今後の作業部会について
7月4日	第 2 回健康にしお 21 歯科部会 ○最終評価における主な課題と方向性について ○国・県の動向について ○西尾市の状況について
7月 10日	第 2 回健康にしお 21 健やか親子部会 ○最終評価における主な課題と方向性について ○国・県の動向について ○西尾市の状況について
7月 17日	第 2 回健康にしお 21 生活習慣病予防部会 ○最終評価における主な課題と方向性について ○国・県の動向について ○西尾市の状況について
7月 26日	第 2 回健康にしお 21 ころ・休養部会 ○最終評価における主な課題と方向性について ○国・県の動向について ○西尾市の状況について
8月 1日	第 3 回健康にしお 21 生活習慣病予防部会 ○最終評価における主な課題と方向性について ○西尾市の状況について
8月9日	第 2 回健康にしお 21 総合部会 ○各分野の最終評価における主な課題と方向性について ○各分野の国・県の動向について ○各分野の西尾市の状況について
8月 22日	第 3 回健康にしお 21 健やか親子部会 ○現状と課題、今後の方向性について ○取り組みについて
8月 29日	第 3 回健康にしお 21 歯科部会 ○現状と課題、今後の方向性について ○取り組みについて

年月日	内 容
9月6日	第3回健康にしお21 ところ・休養部会 ○現状と課題、今後の方向性について ○取り組みについて
9月12日	第4回健康にしお21 生活習慣病予防部会 ○現状と課題、今後の方向性について ○取り組みについて
9月18日	第3回健康にしお21 総合部会 ○各分野の現状と課題、今後の方向性について ○各分野の取り組みについて
10月11日	第2回健康にしお21 策定委員会 ○健康にしお21 計画（第2次）案について
12月17日～ 平成26年 1月16日	パブリックコメント
2月14日	第3回健康にしお21 策定委員会 ○パブリックコメント結果の報告 ○計画案の承認

## 2 策定委員会設置要綱

### 健康にしお21策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく「健康にしお21」を策定するため、西尾市健康にしお21策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康にしお21の見直し及び策定に関すること。
- (2) その他、健康づくりに関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱することとし、その任期は計画策定までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

#### (助言者の設置)

第6条 市長が必要とするときは、学識経験を有する助言者を置くことができる。

- 2 助言者の任期は、計画策定までの期間とする。

#### (作業部会の設置)

第7条 委員会の事務を補助するため、健康にしお21策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置することができる。

- 2 作業部会は、健康にしお21の策定、評価、見直し等についての情報収集及び調整等を行う。
- 3 作業部会の部会員は各所属長の推薦により委員長が選任し、任期は計画策定までの期間とする。
- 4 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。
- 5 作業部会の会議については、第5条の規定を準用する。

#### (庶務)

第8条 委員会及び作業部会に関する庶務は、福祉部健康課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、健康にしお21推進委員会設置要綱は、廃止する。

### 3 委員名簿

#### (1) 策定委員会 委員名簿

##### ■策定委員

役職等	氏名	備考
西尾幡豆医師会 会長	浅井 清和	会長
西尾市歯科医師会 会長	鈴木 康次	
西尾市薬剤師会 会長	高須 周而	
西尾市民生委員・児童委員協議会 理事	岡田 武宏	副会長
西尾保健所管内栄養士会 会長	榎本 泰典	
西尾市老人クラブ連合会 副会長	水野 廣太郎	
西尾市小中学校PTA連絡協議会 代表	鈴木 さおり	
健康づくりボランティア 代表	筒井 靖子	
西尾保健所 健康支援課課長	田口 良子	
企画部 部長	増山 信也	
子ども部 部長	鴨下 幸典	
地域振興部 部長	齊藤 時彦	
教育部 部長	小松 康弘	
福祉部 部長	石川 恒夫	

(敬称略 順不同)

##### ■助言者

浜松医科大学 健康社会医学 教授	尾島 俊之
------------------	-------

#### (2) 作業部会 委員名簿

##### ■総合部会

所属機関(団体)・役職等	氏名	備考
西尾青年会議所 副会長	村松 祐一	
西尾保健所総務企画課 主査	松本 華子	部会長
企画政策課 課長補佐	鈴木 良浩	
市民協働課 主事	河合 祐子	
生活習慣病予防部会 代表	松崎 幸子	
生活習慣病予防部会 代表	辻村 明美	
歯科部会 代表	浅岡 由美子	
こころ・休養部会 代表	鏡 幸一	
健やか親子部会 代表	柴田 幸恵	

## ■生活習慣病予防部会

所属機関（団体）・役職等	氏名	備考
西尾幡豆医師会	山本 宏明	部会長
西尾市薬剤師会	高須 周而	
西尾市老人クラブ連合会	水野 廣太郎	
西尾保健所管内栄養士会	榎本 泰典	
西尾商工会議所	稲垣 由美	
西尾市食生活改善クラブ	近藤 幹江	
西尾市健康づくりボランティア げんき体操	鈴木 末子	
西尾市健康づくりボランティア 幡豆体操クラブ	岡田 美鈴	
西尾市健康づくりボランティア はつらつクッキング	辻村 明美	
西尾市子育てサークル協議会	倉内 千晴	
スポーツ推進委員会	牧野 佐代子	
スポーツクラブ6・3	杉村 聖士	
フィットネスルームキャッツ	松崎 幸子	
カーブス	中島 友晴	
西尾保健所 総務企画課 主査	松本 華子	
西尾保健所 健康支援課 課長補佐	近藤 富士雄	
長寿課 保健師	水鳥 美紀	
保険年金課 主査	坂部 比菜子	
子ども課 主査	小松 佐智子	
スポーツ課 課長補佐	杉浦 吉彦	
生涯学習課 主事	鈴木 淳	
農林水産課 主事	橋本 由紀子	
学校教育課 指導主事	笠原 美保	
西尾中学校 学校栄養職員	富田 直美	
西尾小学校 養護教諭	長坂 恵美子	

## ■歯科部会

所属機関（団体）・役職等	氏名	備考
西尾市歯科医師会	三田 崇	部会長
愛知県歯科衛生士会三河南部支部	浅岡 由美子	
子育てサークル協議会 代表	倉内 千晴	
西尾保健所 総務企画課 主査	松本 華子	
西尾保健所 健康支援課 主査	畔柳 由佳里	
長寿課 保健師	岩瀬 美穂	
子ども課 指導主事	今井 芳子	
学校教育課 指導主事	三矢 克之	
西尾小学校 養護教諭	長坂 恵美子	

## ■健やか親子部会

所属機関（団体）・役職等	氏名	備考
主任児童委員 代表	中根 春子	
主任児童委員 代表	柴田 幸恵	
西尾市小中学校PTA連絡協議会 代表	鈴木 さおり	
愛知県助産師会 代表	新實 房子	部会長
西尾市子育てサークル協議会 会長	倉内 千晴	
西尾保健所 総務企画課 主査	松本 華子	
西尾保健所 健康支援課 主査	池田 久絵	
子ども課 指導主事	浅井 みや子	
子育て支援課 主査	犬塚 佐重喜	
家庭児童支援課 課長補佐	中村 昭子	
生涯学習課 主事	鈴木 淳	
学校教育課 指導主事	三矢 克之	
学校教育課 スクールヘルスリーダー	鳥居 陽子	

## ■こころ・休養部会

所属機関（団体）・役職等	氏名	備考
西尾幡豆医師会	芳賀 幸彦	
民生委員・児童委員 代表	安藤 善夫	
岡崎労働基準監督署 西尾支署 産業安全専門官	神谷 貴志	
地域活動支援センター 代表	田中 健一	部会長
NPO法人ハートネット西尾 代表	鏡 幸一	
西尾保健所 総務企画課 主査	松本 華子	
西尾保健所 健康支援課 主査	山崎 千佳	
福祉課 主任主査	杉田 久美子	

## 4 用語解説

### 【あ行】

悪性新生物	悪性腫瘍のこと。細胞が何らかの原因で変異して限りなく増殖を続け、周囲の正常な組織を破壊する腫瘍で、がんや肉腫等が含まれる。
一次予防	生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の疾病の発症を未然に予防すること。
うつ病	精神障害の一種。「憂うつである」「気分が落ち込んでいる」ことで気力が出ず、劣等感、不安や絶望感等にかられる。
運動器の機能低下者	介護予防チェックリストのうち、5項目中3項目以上該当の人（介護予防事業の二次予防事業対象者） <5項目> ①階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか ②椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか ③15分位続けて歩いていますか ④この1年間に転んだことがありますか ⑤転倒に対する不安は大きいですか

### 【か行】

介護給付費	1年間の介護保険給付費の総額のこと。居宅介護サービス費・施設介護サービス費等の介護給付にかかる費用及び居宅支援サービス費等の予防給付に要する金額の合計で、半分を介護保険料、残り半分を公費で賄っている。
学校保健委員会	学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。学校保健委員会は、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童・生徒、地域の保健関係機関の代表等を主な委員とし、保健主事が中心となって、運営することとされている。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をすることができる人のこと。
健康格差	人種や地域、社会経済的地位の違いによる健康や医療の質の差のこと。健康日本21（第二次）では、特に健康の地域格差の縮小が重点化されている。
健康寿命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。平均寿命から介護等が必要な期間を引いた数が健康寿命となる。
健康増進法	国民の健康づくり・疾病予防を積極的に推進するため、制定された法律のこと（平成15年5月1日施行）。「基盤整備」「情報提供の推進」「生涯を通じた保健事業の一体的推進」を柱としている。
健康づくりボランティア	地域で健康づくりを推進する活動をしている団体。
健康日本21	健康増進法に基づき策定された、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めた「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）」に示される、健康づくり運動。

健康日本 21（第二次）	平成 25 年度からスタートした第 4 次国民健康づくり運動。「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」「健康を支え、守るための環境整備」「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」を基本的な方向として示している。
口腔機能低下者	介護予防チェックリストのうち、3 項目中 2 項目以上該当の人（介護予防事業の二次予防事業対象者） ＜3 項目＞ ①半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか ②お茶や汁物等でむせることがありますか ③口の渇きが気になりますか
合計特殊出生率	出産可能年齢（15～49 歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものの。

## 【さ行】

歯周病	歯垢の中の歯周病菌が歯茎に炎症を起こし、徐々に周りの組織を破壊していく細菌感染症。
児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的として支給される手当。
児童扶養手当	両親の離婚等で、父親または母親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立のため、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
周産期	妊娠 22 週から出生後 7 日未満の期間。
受動喫煙防止対策実施施設	多数の人が利用する施設で建物全体が禁煙であること等、県が定めた施設基準の適合認定を受けた施設。住民の受動喫煙防止と受動喫煙防止対策の社会的な認識の向上を図ることを目的としている。
循環器疾患	血液の循環をつかさどる器官の疾患。代表的な循環器疾患としては、脳梗塞や脳内出血による脳血管疾患と、急性心筋梗塞等の心疾患がある。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
食育推進協力店	県の制度に登録し、店内における栄養成分表示をはじめ、食育や健康に関する情報を提供する等、県民への健康づくりに関する情報発信を行う飲食店。
食育推進計画	すべての市民が、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場面で、地域に根付いた「食育」に取り組むための指針となる計画。一人ひとりが食の大切さを理解し、「食育」を通じて様々な問題に働きかけることができる知識と力を習得し、多様な食育運動を活発化していくことを目的としている。
食育プログラム	すべての人が食育への取り組みを楽しみながら継続していくことができるよう西尾市独自で作成したワークブック。
自立支援医療（精神通院）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費の支給を行うもの。

心疾患	動脈硬化や先天的な原因により起こる心臓の疾患で、狭心症や心筋梗塞、心不全等がある。
身体活動	意識的な運動だけではなく、日常生活の中で体を動かすことによる運動のこと。
腎不全	腎臓の機能が低下し、正常に働かなくなった状態のこと。急性腎不全と慢性腎不全があり、末期腎不全に至った場合には、人工透析、あるいは腎臓移植が必要となる。
推計受診率	40 歳以上（子宮がん検診は 20 歳以上）・男女ごとに以下の計算式で算出した人数。各係数は直近の国勢調査において報告された人数を用いる。 計算式：推計対象者数＝市区町村人口－（就業者数－農林水産業従業者数）
健やか親子 21	21 世紀の母子保健の主要な取り組みの方向性、目標や指標を定め、関係機関・団体が一体となって取り組むための国民運動計画のこと。
生活習慣病	不適切な食事、運動不足、ストレス過剰や休養の不足、喫煙、飲酒等の生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。代表的な生活習慣病としては、脂質異常症、高血圧、糖尿病、肥満、心疾患、脳血管疾患等がある。
成人歯科節目健診	年度中に 40、50、60、70 歳の節目年齢になる人を対象に、歯科健診や相談、歯みがき指導等を行う事業。
精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもので、何らかの精神疾患（てんかん、発達障害等を含む。）により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象とする。手帳の等級は、1 級から 3 級までである。
積極的支援	特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム（腹囲＋追加リスク 2 個、BMI＋追加リスク 3 個以上）と判定された人に対して行う保健指導。 初回面接のあと、3～6 か月の間、生活習慣改善のための継続的な支援を行う。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。子どもから高齢者までの多世代にわたる、様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるもの。
ソーシャルキャピタル	地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。ソーシャルキャピタルが蓄積された社会では、お互いの信頼や協力が得られるため、健康づくりをはじめ、あらゆる取り組みの効果が高まるとされる。社会関係資本。

## 【た行】

第一大臼歯	前歯から数えて 6 番目の永久歯のこと。通常、上顎の第一大臼歯は 6～7 歳、下顎の第一大臼歯も 6～7 歳頃に生えてくる。永久歯列の中心となり、8020 運動達成の要となる歯である。
地域子育て支援拠点事業	子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークルへの育成支援等、子育て家庭に対する育児支援を行うため地域子育て支援拠点を設置し、きめ細かな子育て支援サービスを行う。

長期療養児	悪性新生物、慢性心疾患・腎疾患、ぜんそくなどの疾患により、長期間にわたり療養を必要とする児童のこと。
超高齢社会	人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合が、21%を超える社会のこと。
低出生体重児	体重が 2,500g 未満で生まれた子どものこと。
デマンドタクシー	「いこまいカー」の愛称で親しまれ、既存のタクシー車両を使って、自宅からお住まいの小学校区内にある最も近い駅またはバス停までを結ぶサービス。
動機づけ支援	特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム予備軍（腹囲＋追加リスク 1 個、またはBMI＋追加リスク 1～2 個）と判定された人に対して行う保健指導。 原則 1 回の個別面接またはグループ支援により、生活習慣改善のための支援を行う。
糖尿病	糖質を調節するインスリンの不足等により、常に血糖値が高くなっている状態のこと。自覚症状に乏しく、重篤な合併症を引き起こす特徴がある。
糖尿病予備群	糖尿病の可能性を否定できない人。HbA1c の値が JSD 値 5.2%以上 6.1%未満（NGSP 値 5.6%以上 6.5%未満）で、糖尿病有病者以外の人。
特定給食施設	特定かつ多数の人に対して継続的に食事を提供する施設。1 回 100 食以上または 1 日 250 食以上の食事を提供する。
特定健康診査	実施年度において 40～74 歳となる医療保険の加入者を対象として、国民健康保険、健康保険組合等の各医療保険者が実施する健康診査。平成 18 年の医療制度改革により、平成 20 年 4 月から始まった。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣病の予防効果が強く期待できる受診者に対して、生活習慣を見直すサポートをするもの。生活習慣病の発症リスク（腹囲・BMI・血糖・脂質・血圧・喫煙）に応じて、情報提供、動機付け支援、積極的支援の 3 区分に階層化され、動機付け支援、積極的支援に区分された人を対象として特定保健指導を実施する。

## 【な行】

内臓脂肪症候群 （メタボリックシンドローム）	内臓のまわりに脂肪が蓄積している内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常・高血圧・高血糖といった生活習慣病の危険因子を 2 つ以上持っている状態のこと。
二次予防	発生した疾病や障害を早期に発見し、早期に治療等の対策を行い、疾病や障害の重症化を予防すること。
妊娠・出産の適齢期	女性の卵子は、加齢とともに質・量ともに低下するため、自然に妊娠する力は 30 歳から下がり始めるとされ、35 歳前後からは流産率も上昇する等、妊娠・出産のリスクも高くなるとされる。
認知症	知能が正常に発達した後起こる認知障害であり、記憶、判断、言語、感情等の精神機能が持続的に減退した状態。
脳血管疾患	脳の血管が狭くなったり、詰まる、破れる等の原因により、脳に血液が供給されなくなり脳細胞が死亡する病気。くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞等がある。

## 【は行】

8020（ハチマルニイマル）運動	生涯にわたり、健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活を過ごそうという運動のこと。自分の歯が20本以上あれば何でも噛めるとする調査結果から、80歳で自分の歯を20本以上保つことを目標としてつくられた。
歯の支持組織の疾患	歯肉炎や歯周炎等の歯周病のことで、プラーク（歯垢）の中の歯周病菌が歯ぐきに炎症を起こし、徐々に周りの組織を破壊していく細菌感染症のこと。
フッ化物洗口	一定濃度のフッ化ナトリウム溶液（5～10ml）を用いて、ブクブクうがいを行う方法で、永久歯のむし歯予防手段として有効とされる。
母子健康手帳	妊産婦、乳幼児の健康の保持及び増進を目的として、母子保健法に定められた市町村が交付する手帳のこと。

## 【ま行】

むし歯発生緊急事態宣言	乳幼児のむし歯の状況が県内で一番悪い地域であったことを受けて平成20年に出された緊急宣言。緊急宣言に基づき、西尾保健所や市、歯科医師会等が連携し、乳幼児期のむし歯予防の環境整備を3年間実施し、改善がみられた。
メンタルヘルス	こころの健康、精神衛生のこと。

## 【や行】

養育支援	育児ストレス、産後うつ等によって、子育てに不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な指導助言等を行う支援。
要介護認定者	介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村が認定された人。介護保険の利用には、要介護認定を受けなければならない。

## 【ら行】

六万石くるりんバス	主に高齢者や障がい者等、交通弱者の移動を支援し、社会参加の促進と地域の活性化を図るため、市が運行する西尾駅を発着とする巡回路線コミュニティバス。
ロコモティブシンドローム	主に加齢によって生じる運動器の疾患または機能不全のこと。運動器の障害のために介護が必要な状態や、介護が必要となるリスクが高まっている状態等を指す。

## 【アルファベット】

BMI（ビーエムアイ）	肥満の判定に用いられる体格指数のこと。体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）で求めることができる。18.5未満を「やせ」、25以上を「肥満」としており、日本肥満学会では、最も疾病の少ないBMI 22を標準体重としている。
COPD（シーオーピーディ）	肺気腫や慢性気管支炎等、気管支の炎症や肺の弾性の低下による気道慢性閉塞性肺疾患。閉塞を起こし、呼吸困難に至る病気の総称。せき、タン、息切れが主な症状で、最大の原因は喫煙とされる。

CPI (シーピーアイ) コード	地域の歯周疾患の状態を示す指標。専用の探針（プローブ）を用いて、歯肉出血・歯周ポケット・歯石の3指標によりコード0～4の5段階で評価する。 コード0：健全                      コード3：浅い歯周ポケット（4～5mm） コード1：出血あり                コード4：深い歯周ポケット（6mm以上） コード2：歯石沈着あり
EPDS (イーピーディエス)	産後うつ病を早期に発見し、必要な援助を早期に提供することためのスクリーニングテスト。男性 10 点、女性 9 点以上はうつ状態であることを示す。
HbA1c (ヘモグロビン・エワンシー)	過去1～2か月の平均的な血糖の状態を表す数値で、糖尿病が疑われたときの検査として有効とされる。
NCD (エヌシーディ)	非感染性疾患の略称。がんや心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧症、動脈硬化等、その発症や進行に、食生活や運動、喫煙、飲酒等の生活習慣が深く関係するとされる生活習慣病の国際的な別称。
O2 (オーツー)	むし歯はないが、口腔環境が悪いため、近い将来むし歯の発生が予測されるもの。（歯垢付着、おやつ回数、甘いおやつ、甘い飲み物、母乳・哺乳ビン、歯みがきに関する項目により判定）
WHO-QOL5 (ダブルエイチオー・キューオーエルファイブ)	世界保健機関が精神的健康の測定指標として推奨するスクリーニングテスト。「WHO-5精神的健康状態表」。12 点以下は精神的健康状態が良くないことを示す。

## **健康にしお21(第2次)**

発 行：西尾市福祉部健康課

住 所：〒445 - 0071

西尾市熊味町小松島 32

T E L：0563 - 57 - 0661

F A X：0563 - 54 - 7866

ホームページ：<http://www.city.nishio.aichi.jp/>

発行年月：平成 26 年 3 月